

## 第2編 申請手続関係

第1節 静岡県開発行為等の規制に関する条例	2-1
(趣旨)	1
(工事着手届)	1
(工程報告)	1
(標識の掲示)	1
(法第34条第12号の条例で定める開発行為)	1
(工事の廃止に伴う措置)	2
(政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)	2
(地位の承継届)	2
第2節 都市計画法施行細則	3
(趣旨)	3
(開発行為許可申請書の添付書類)	3
(工事着手届の様式等)	3
(条例第4条の標識の様式)	3
(法第34条第1号の開発行為)	3
(政令第29条の7第1号の適切な位置)	4
(条例第5条の規則で定める土地の区域等)	4
(開発行為変更許可申請書)	4
(開発行為変更届)	5
(開発区域内における建築等制限解除申請書)	5
(安全上の措置に関する計画書の様式等)	5
(制限区域内における建築の許可申請書)	5
(予定建築物等以外の建築等の許可申請書)	5
(条例第8条の規則で定める住宅等)	5
(地位の承継届の様式)	5
(地位の承継の承認申請書)	5
(申請書等の提出部数)	5
(開発登録簿の閲覧手続)	6
(持出しの禁止)	6
(閲覧時間等)	6
(閲覧の拒否等)	6
(登録簿の写しの交付申請)	6
(開発行為又は建築等に関する証明書)	7
(市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可申請書等)	7
(都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書)	7
(身分証明書の様式)	7
第3節 開発行為等事務処理要領	29
(趣旨)	29
(関係法令の略称)	29

(開発行為予備審査) .....	2-29
(開発行為の許可) .....	30
(開発許可の技術的基準) .....	32
(工事着手届等) .....	32
(工程報告) .....	32
(写真の整備) .....	32
(工事の完了検査) .....	32
(建築等の制限解除) .....	34
(建築等の制限解除の基準) .....	34
(安全上の措置に関する計画の承認) .....	35
(工事廃止の届出) .....	35
(開発行為の変更の許可等) .....	36
(建ぺい率等の指定) .....	37
(建築等の許可) .....	37
(地位の承継届) .....	39
(地位の承継の承認) .....	39
(開発登録簿の調製) .....	39
(開発行為及び建築等に関する証明書) .....	40
(既存権利者の届出) .....	42
(開発審査会への付議) .....	43
(各種申請書等の提出部数) .....	43
(各種申請書等の経由) .....	43
別表 1 設計図書等の作成要領 .....	46
別表 2 法第 34 条各号のいずれか又は政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由 を示す書面の作成要領 .....	50
別表 3 開発行為許可申請書等提出部数一覧表 .....	54
別表 4 土木事務所において決裁が成されるもの .....	55
要領様式内容 .....	56
申請書等添付書類一覧 .....	58
第 4 節 開発審査会付議等事務処理要領 .....	135
(趣旨) .....	135
(付議依頼) .....	135
(関係機関への照会) .....	135
(付議等) .....	136
(結果通知) .....	136
(包括承認基準に適合する開発行為等の報告) .....	136
(法第 42 条第 1 項の許可等に係る付議) .....	136
第 5 節 開発行為協議等事務処理要領 .....	150
第 6 節 開発行為等事務処理関係通知 .....	233

1	農地部局との調整	2-234
	・市街化調整区域の開発行為並びに開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限と農地転用について（S49.05.28 建築 188 市町村長あて土木部長）	
	・都市計画区域内の開発行為に係る農地転用について（S50.06.03 土地 167 市町村長・土木所長あて都市住宅部長）	
2	流末河川にかかる審査責任区分	234
	・「開発行為に関する流末河川の審査等の分担について」の了解事項（覚書）の送付について（S51.07.22 土地 178 土木所長あて土地対策課長）	
3	開発許可後の進行管理及び許可の取消（撤回）	235
	・都市計画法による開発許可制度の運用の適正化について（S54.10.13 土地 265 土木所長・委任 4 市長あて土地対策課長）	
4	市町の申請書受付に係る権限	237
	・市町村における開発許可申請の受付事務について（H13.06.18 事務連絡 土木事務所都市計画課あて土地対策室）	
5	開発許可事務の迅速化	238
	・開発許可事務の迅速化について（H13.10.18 都土 97 土木所長（9市：参考送付）あて土地対策室長）	
6	添付図書の簡素化	238
	・開発許可申請及び土地利用事業承認申請の添付書類及び図面等の統一化・共同利用等について（H13.10.18 都土 98 市町村土地利用事業担当課長（中核市等 9 市・土木事務所に参考送付）あて土地対策室長）	
7	区画の変更の運用基準	239
	・区画の変更の運用基準の明確化について（H17.03.31 都土 163 土木所長（中核市・特例市・事務処理市に参考送付）あて土地対策室長）	
8	行政書士による代理申請について	241
	・開発許可申請等を行政書士が代理申請する場合の記載事例について（H23.12.01 都土 180 土木所長（政令市・特例市を除く市町に参考送付）あて土地対策課長）	

## 第 1 節 静岡県開発行為等の規制に関する条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 32 号

### 静岡県開発行為等の規制に関する条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 章第 1 節に規定する開発行為等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (工事着手届)

第 2 条 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けた者(法第 44 条及び第 45 条の規定により、当該許可に基づく地位を承継した者を含む。以下「開発許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る開発行為に関する工事(以下単に「工事」という。)に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

#### (工程報告)

第 3 条 開発許可を受けた者は、工事があらかじめ知事の指定する工程に達したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

#### (標識の掲示)

第 4 条 開発許可を受けた者は、規則で定める様式による標識を、工事に着手した日から法第 36 条第 3 項の規定による公告の日まで、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

#### (法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)

第 5 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の表の左欄に掲げる区域内において、同表の中欄に掲げる目的で行われる開発行為であって、予定建築物等の用途が同表の右欄に掲げるものであるものとする。

区域	目的	予定建築物等の用途
市街地又は集落を形成している地域内の土地の区域であって、小学校を起点として 150 以上の建築物が連たんしているもののうち、知事その区域が存する市町の長からの申出を受けて指定したもの(規則で定めるものを除く。以下「指定大規模既存集落区域」という。)	市街化調整区域(法第 7 条第 1 項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。)内で、かつ、指定大規模既存集落区域が存する市町の区域内に、20 年以上住所を有している者又はその子であって自己の居住の用に供する建築物(以下「住宅」という。)を所有していないもの(住宅の敷地とすることができる土地を所有していないものに限る。)が、住宅(規則で定めるものに限る。)の建築の用に供する目的	住宅
指定大規模既存集落区域のうち、店舗、飲食店又は事務所が連たんしている土地の区域であって、知事その区域が存する市町の長からの申出を受けて指定したもの	市街化調整区域内で、かつ、指定大規模既存集落区域が存する市町の区域内に、20 年以上住所を有している者又はその子であって規則で定めるものが、自己の業務の用に供する建築物(規則で定めるものに限る。)の建築の用に供する目的	店舗 飲食店 事務所

第 6 条 削除

**(工事の廃止に伴う措置)**

第7条 法第38条の規定により工事の廃止をしようとする開発許可を受けた者(次項において「廃止予定者」という。)は、廃止に伴い必要となる安全上の措置(同項において単に「安全上の措置」という。)を講じなければならない。

2 前項の場合において、廃止予定者は、あらかじめ、規則で定める様式により、安全上の措置に関する計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

**(政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)**

第8条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、次の表の左欄に掲げる区域内において、同表の中欄に掲げる目的で行われる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設であって、その用途が同表の右欄に掲げるものであるものとする。

区域	目的	予定建築物等の用途
指定大規模既存集落区域	市街化調整区域内で、かつ、指定大規模既存集落区域が存する市町の区域内に、20年以上住所を有している者又はその子であって住宅を所有していないもの(住宅の敷地とすることができる土地を所有していないものに限る。)が、住宅(規則で定めるものに限る。)を新築し、改築し、又はその用途を変更する目的	住宅
指定大規模既存集落区域のうち、店舗、飲食店又は事務所が連たんしている土地の区域であって、知事その区域が存する市町の長からの申出を受けて指定したもの	市街化調整区域内で、かつ、指定大規模既存集落区域が存する市町の区域内に、20年以上住所を有している者又はその子であって規則で定めるものが、自己の業務の用に供する建築物(規則で定めるものに限る。)を新築し、改築し、又はその用途を変更する目的	店舗 飲食店 事務所

**(地位の承継届)**

第9条 法第44条の規定による地位の承継をした者は、遅滞なく、規則で定める様式により、知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例の廃止)

2 都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例(平成15年静岡県条例第36号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月19日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月30日から施行する。

## 第2節 都市計画法施行細則

昭和45年7月1日

規則第48号

都市計画法施行細則をここに制定する。

### 都市計画法施行細則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)及び静岡県開発行為等の規制に関する条例(平成17年静岡県条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (開発行為許可申請書の添付書類)

第2条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に法第30条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 開発区域を明らかにする不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図の写し
- (2) 開発区域に含まれる土地に係る不動産登記法第119条第1項に規定する登記事項証明書
- (3) 法第33条第1項第12号に規定する事項を証する書類
- (4) 法第33条第1項第13号に規定する事項を証する書類

#### (工事着手届の様式等)

第3条 条例第2条の規定による届出は、様式第1号による工事着手届に、様式第2号による工程表を添付して行わなければならない。

#### (条例第4条の標識の様式)

第4条 条例第4条の標識は、様式第3号による。

#### (法第34条第1号の開発行為)

第4条の2 法第34条第1号の開発行為(同号に規定する店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行うものに限る。)は、次に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われるものとする。

- (1) 建築物の位置は、周辺に50以上の建築物(市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている地域内であること。
- (2) 建築物の敷地は、500平方メートル(円滑な交通に支障を及ぼすことがないように必要な規模の駐車場を設ける場合にあつては、1,000平方メートル)以下であること。
- (3) 建築物の延べ面積は、300平方メートル以下であること。

- (4) 建築物の用途は、日常生活のため必要な物品(自動車、家具その他これらに類する耐久消費財を除く。)の小売業若しくは修理業、食堂その他これに類する飲食店業又は理容業、美容業その他これらに類するサービス業を営む店舗又は事業場であること。

**(政令第 29 条の 7 第 1 号の適切な位置)**

第 5 条 政令第 29 条の 7 第 1 号の適切な位置は、次に掲げるものとする。ただし、当該開発区域に接する道路の沿道及び当該開発区域の周辺の市街化区域の土地の利用状況並びに当該開発区域に接する道路の幅員及び交通の状況に照らして、土地の利用上及び通行の安全上支障がないと認められる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 休憩所にあつては、幅員 9 メートル以上の国道その他これに類する道路に 30 メートル以上接し、かつ、市街化区域から 500 メートル以上離れていること。
- (2) 給油所等にあつては、幅員 6 メートル以上の国道、県道その他これらに類する道路に 30 メートル以上接し、かつ、市街化区域から 500 メートル以上離れていること。

**(条例第 5 条の規則で定める土地の区域等)**

第 5 条の 2 条例第 5 条の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域(知事が別に定めるものを除く。)の存する街区(道路、河川又はこれらに類するものに囲まれた土地の区域をいう。以下同じ。)
- (2) 農地、山林、原野その他これらに類する土地の面積が 2 分の 1 以上を占める街区
- (3) 幅員 6 メートル(政令第 25 条第 2 号ただし書に該当する場合にあつては、4 メートル)以上の道路に接していない街区
- 2 条例第 5 条の規則で定める住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 住宅の敷地は、300 平方メートル(周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、土地の利用上支障がないと認められる場合にあつては、500 平方メートル)以下であつて、かつ、道路に 10 メートル以上接していること。
- (2) 住宅の建蔽率は、50 パーセント以下であること。
- (3) 住宅の容積率は、80 パーセント以下であること。
- (4) 住宅の高さは、10 メートル以下であること。
- 3 条例第 5 条の規則で定める子は、当該土地において業務を開始することに相当の理由があると認められる者とする。
- 4 条例第 5 条の規則で定める建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 建築物の敷地は、500 平方メートル(円滑な交通に支障を及ぼすことがないように必要な規模の駐車場を設ける場合にあつては、1,000 平方メートル)以下であつて、かつ、道路に 10 メートル以上接していること。
- (2) 建築物の建蔽率は、50 パーセント以下であること。
- (3) 建築物の容積率は、80 パーセント以下であること。
- (4) 建築物の高さは、10 メートル以下であること。

**(開発行為変更許可申請書)**



第5条の3 法第35条の2第2項の申請書は、様式第3号の2による。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に定めるもののほか、第2条各号に定める書類のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

**(開発行為変更届)**

第5条の4 法第35条の2第3項の規定による届出は、様式第3号の3による開発行為変更届により行われなければならない。

**(開発区域内における建築等制限解除申請書)**

第5条の5 法第37条第1号の規定による制限の解除を受けようとする者は、様式第3号の4による開発区域内における建築等制限解除申請書を知事に提出しなければならない。

**(安全上の措置に関する計画書の様式等)**

第5条の6 条例第7条第2項の規則で定める様式は、様式第3号の5による。

2 前項の様式の提出をもつて条例第7条第2項の規定による承認の申請があつたものとみなす。

**(制限区域内における建築の許可申請書)**

第6条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号の許可申請書を知事に提出しなければならない。

**(予定建築物等以外の建築等の許可申請書)**

第7条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号の許可申請書を知事に提出しなければならない。

**(条例第8条の規則で定める住宅等)**

第7条の2 条例第8条の規則で定める住宅は、第5条の2第2項各号のいずれにも該当するものとする。ただし、建築物の用途を変更する場合にあつては、この限りでない。

2 条例第8条の規則で定める子は、第5条の2第3項に規定する者とする。

3 条例第8条の規則で定める建築物は、第5条の2第4項各号のいずれにも該当するものとする。ただし、建築物の用途を変更する場合にあつては、この限りでない。

**(地位の承継届の様式)**

第8条 条例第9条の規則で定める様式は、様式第6号による。

**(地位の承継の承認申請書)**

第9条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、遅滞なく、地位の承継の承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

**(申請書等の提出部数)**

第10条 知事に提出する次の表の左欄に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。

申請書等	提出部数
省令第16条第1項の開発行為許可申請書	正本1部及び副本3部

省令第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書	正本1部及び副本2部
省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書	正本1部及び副本2部
省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書	正本1部及び副本3部
第3条の工事着手届	正本1部及び副本2部
第5条の3第1項の開発行為変更許可申請書	正本1部及び副本3部
第5条の4の開発行為変更届	正本1部及び副本2部
第5条の5の開発区域内における建築等制限解除申請書	正本1部及び副本3部
第5条の6の安全上の措置に関する計画書	正本1部及び副本2部
第6条の許可申請書	正本1部及び副本3部
第7条の許可申請書	正本1部及び副本3部
第8条の地位の承継届	正本1部及び副本2部
第9条の地位の承継の承認申請書	正本1部及び副本2部
第16条の証明申請書	正本1部及び副本2部

**(開発登録簿の閲覧手続)**

第11条 省令第38条第1項の規定により設ける開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)において、法第46条に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧所に備付けてある閲覧簿に所定事項を記入のうえ係員の承認を得なければならない。

**(持出しの禁止)**

第12条 登録簿は、閲覧所の外へ持出してはならない。

**(閲覧時間等)**

第13条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 閲覧所の休日は、静岡県の日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日設けることがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

**(閲覧の拒否等)**

第14条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前3条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

**(登録簿の写しの交付申請)**

第15条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(開発行為又は建築等に関する証明書)

第16条 省令第60条の規定による証明書の交付を請求しようとする者は、様式第9号の証明申請書を知事に提出しなければならない。

(市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可申請書等)

第16条の2 法第52条の2第1項、第53条第1項又は第57条の3第1項の規定による許可に係る申請書の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

(都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書)

第17条 法第65条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第10号の許可申請書に位置図、配置図及び行為の内容を示す図面を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(身分証明書の様式)

第17条の2 法第27条第1項及び第2項の証明書は、様式第11号によるものとし、法第82条第2項の証明書は、様式第12号によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 静岡県住宅地造成事業に関する法律施行細則(昭和42年静岡県規則第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和48年4月27日告示第391号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和49年3月12日規則第14号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日規則第32号)

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の都市計画法施行細則の規定及び様式に基づいて提出されている申請書等は、改正後の都市計画法施行細則の相当する規定及び様式に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(昭和50年6月25日規則第46号)

- 1 この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

- 2 都市計画法施行事務の一部を静岡市長等に委任する規則(昭和47年静岡県規則第3号)は、廃止する。
- 3 この規則施行前に知事に対してなされた申請、届出その他の手続及びこれらに係るこの規則施行後になされる手続については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月27日規則第27号)

- 1 この規則は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理した都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為等に係る許可、承認若しくは確認又は登録簿の写しの交付の申請に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和56年7月24日規則第43号抄)

- 1 この規則は、昭和56年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理した都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為等に係る許可、承認若しくは確認又は登録簿の写しの交付の申請に係る手数料の額は、第1条の規定による改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月23日規則第11号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。  
(都市計画法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行前に受理した都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為の許可の申請等に係る事務については、第1条の規定による改正後の都市計画法施行細則第20条本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和59年12月15日規則第56号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年1月1日から施行する。  
(都市計画法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行前に受理した都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為等に係る許可、承認若しくは確認又は登録簿の写しの交付の申請に係る手数料の額は、第1条の規定による改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

よる。

附 則(昭和63年3月25日規則第11号)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理した許可申請等に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月29日規則第27号)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、同年5月7日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理した確認申請に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年1月25日規則第9号)

- 1 この規則は、平成3年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理した許可申請等に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成4年7月21日規則第56号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年6月24日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の都市計画法施行細則の規定及び様式に基づいて提出されている申請書は、改正後の都市計画法施行細則の相当する規定及び様式に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。
- 3 この規則の施行前に受理した許可申請等に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条若しくは同法第43条第1項の規定に基づきされた許可の申請に係る開発行為をする土地若しくは建築物若しくは第1種特定工作物の敷地又は同法第43条第1項第6号ロの規定に基づきされた確認の申請に係る土地であって、それらの区域が改正後の都市計画法施行細則第20条に規定する市長が統括する市を含む2以上の市町村の区域にわたるものに係る同条各号

に掲げる事務を行う権限については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第16号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理した許可申請等に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月29日規則第19号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った許可等の処分その他の行為又は現に知事に対して行っている許可等の申請その他の行為で、この規則の施行の日以後改正後の都市計画法施行細則第20条の規定により三島市長、富士宮市長、焼津市長及び藤枝市長(以下「三島市長等」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、三島市長等が行った許可等の処分その他の行為又は三島市長等に対して行った許可等の申請その他の行為とみなす。

附 則(平成9年3月25日規則第17号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受け付けた許可申請等に係る手数料の額は、改正後の都市計画法施行細則第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月2日規則第5号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った許可等の処分その他の行為又は現に知事に対して行っている許可等の申請その他の行為で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後改正後の市町村への権限移譲推進計画に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村長に委任する規則本則、都市計画法施行細則第20条及び土地区画整理法に関する事務の一部を市町村長に委任する規則別表の規定により市町村の長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為又は当該市町村の長に対して行った許可等の申請その他の行為とみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第22号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の都市計画法施行細則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の都市計画法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成13年5月11日規則第52号)

- 1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の都市計画法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の都市計画法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成15年3月20日規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第5号抄)

- 1 この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第23号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の都市計画法施行細則の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の都市計画法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成19年11月29日規則第59号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和4年3月31日規則第22号)

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)附則第1条ただし書に規定する施行の日(令和4年4月1日)から施行する。



様式第1号(第3条関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

工 事 着 手 届

年 月 日

静岡県知事

様

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、都市計画法施行細則第3条の規定により、届け出ます。

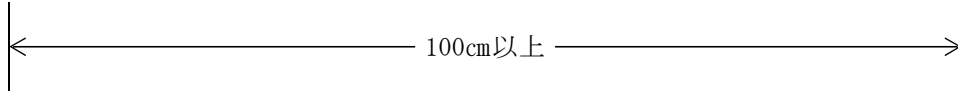
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日 完 了 予 定	年 月 日 着 手 完 了 予 定
工 事 施 行 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号
現 場 管 理 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号

様式第2号(第3条関係)(用紙日本産業規格A4縦型)

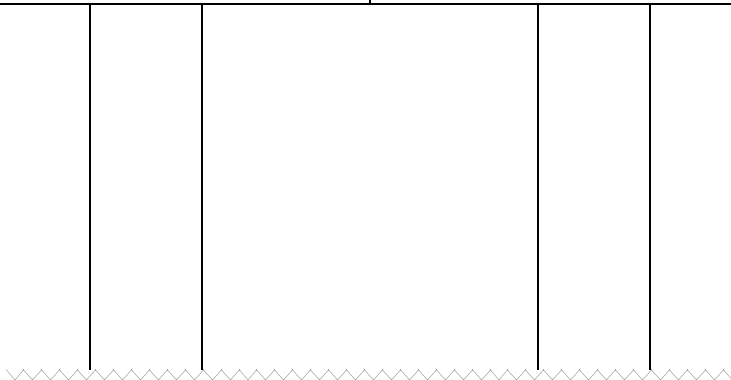
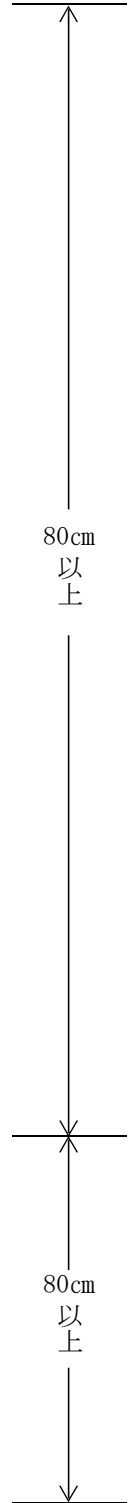
工 程 表

工 種	細 別	数量	単位	月			月			月			月			月			月								
				1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21			
				〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃	〃 10	〃 20	〃
通 計 歩 合		%																									

様式第3号(第4条関係)



開 発 行 為 許 可 標 識	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 者	静 岡 県 知 事
許可を受けた者の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)	
工事施行者住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)	
開発区域に含まれる地域の名称	
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
工 事 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	電話番号
予 定 建 築 物 の 用 途	



様式第3号の2(第5条の3関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

開発行為変更許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第35条の2第2項の規定により申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第34条の該当号及び該当する理由		
	その他必要な事項		
変更の理由			
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号	
* 受付番号		年 月 日 第 号	
* 変更の許可に付した条件			
* 変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号	

(注)

- 1 \*印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第3号の3(第5条の4関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

(注) 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発区域内における建築等制限解除申請書		年 月 日
静岡県知事	様	
申請者	住所	(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
	氏名	(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
都市計画法第37条ただし書の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。		
開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる地域の名称		
建築等制限の解除を申請する土地の区域		
予定建築物等の用途、構造		
申請の理由		

添付書類

- 1 申請地位置図…… S = 1/1,000以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地の位置を赤線で囲み表示すること。
- 2 予定建築物位置図、平面図、立面図…… S = 1/100程度、別途建築確認申請と同一のもの
- 3 現況写真……手札判程度の大きさのもの

様式第3号の5(第5条の6関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

安全上の措置に関する計画書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地]

廃止予定者

氏名 [法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名]

電話番号

静岡県開発行為等の規制に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり安全上の措置に関する計画書を作成したので、提出します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為に関する工事の施行状況	
安全上の措置に関する計画の内容	

添付書類

- 1 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面
- 2 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面

様式第4号(第6条関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

静岡県知事

様

申請者 住所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、市街化調整区域内における建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
制限を受けた内容	
建築物の構造等	
申請の理由	



予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

静岡県知事

様

申請者 住所 } 法人にあつては、その主  
 たる事務所の所在地  
 氏名 } 法人にあつては、その名  
 称及び代表者の氏名  
 電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築物等の用途又は用途変更しようとする建築物等の用途	
申請の理由	

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

地 位 の 承 継 届

年 月 日

静岡県知事

様

届出者 住 所〔法人にあつては、その主〕  
〔たる事務所の所在地〕  
氏 名〔法人にあつては、その名〕  
〔称及び代表者の氏名〕

電話番号

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので、届け出ます。

開発行為等許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称	
被承継人の住所 氏名	
承継の理由	
承継年月日	

添付書類 承継の事実を証する書類

様式第7号(第9条関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

地位の承継の承認申請書

年 月 日

静岡県知事

様

申請者 住所〔法人にあつては、その主  
たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名  
称及び代表者の氏名〕  
電話番号

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被承継人の住所 氏名	
承継の理由	
権原を取得した年月日	年 月 日

添付書類 開発行為に関する工事の権原を取得した事実を証する書類

様式第 8 号(第15条関係)(用紙 日本産業規格 A4縦型)

開 発 登 録 簿 謄 本 交 付 申 請 書

年 月 日

静岡県知事

様

申請者 住 所〔法人にあつては、その主  
たる事務所の所在地〕  
氏 名〔法人にあつては、その名  
称及び代表者の氏名〕  
電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿謄本の交付を申請します。

開発行為許可を受けた者の氏名	
開 発 区 域 の 名 称	
謄 本 の 必 要 枚 数	枚
使 用 の 目 的	

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 様	
申請者	住所 <input type="checkbox"/> 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏名 <input type="checkbox"/> 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 電話番号
都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。	
建築しようとする場所	
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 「都市計画区域及び準都市計画区域」以外の区域
用途地域	
開発行為の有無	有 無 ( m <sup>2</sup> )
建築物等の用途	
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該 当 条 項 号
	内 容
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 項
	許可の年月日及び番号
	許可を受けた者の氏名又は名称
※ 上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日	
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>	

(注)

- 1 ※印の部分には、記入しないこと。
- 2 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

様式第10号(第17条関係)(用紙 日本工業規格 A4縦型)

都市計画事業の事業地内における建築等の許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第65条第1項の規定により、都市計画事業の事業地内における建築等の許可を申請します。

行 為 地			
行 為 の 種 別		土地の形質の変更 建築物の建築 工作物の建設 重量が5トンを超える物件の設置又はたい積	
行 為 の 概 要	建 築	構 造	(階数) (主要建造物) 階 造
		新築、改築等の別	新 築 増 築 改 築 移 転
		面 積	敷地面積 平方メートル 建築面積 平方メートル 延べ床面積 平方メートル
		用 途	住宅 商店 工場 倉庫 その他( )
概 要	その他の行為	目 的	
		内 容	
		面 積	敷地面積 平方メートル 行為面積 平方メートル
行 為 の 期 間		許可の日から 日以内着手 着工の日から 日以内完了	
土 地 の 利 用 関 係		自己所有地 借地 占用許可地 その他( )	

(表)

第 号	身分証明書  職氏名  年 月 日生  上記の者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 25 条第 1 項の規定による立入り並びに同法第 26 条第 1 項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明する。  年 月 日  静岡県知事 氏 名 印	9.1 センチメートル
		5.5 センチメートル

(裏)

都市計画法抜粋 (調査のための立入り等) 第 25 条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第 26 条 前条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。
---

(表)

第 号
身分証明書
職氏名
年 月 日生
上記の者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 82 条第 1 項の規定により、立入検査をする権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
静岡県知事 氏 名 印

9.1 センチメートル

5.5 センチメートル

(裏)

都市計画法抜粋
(立入検査)
第 82 条 国土交通大臣、都府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。



### 第3節 開発行為等事務処理要領

#### (趣旨)

第1 この要領は、静岡県が行う都市計画法（昭和43年法律第100号）第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (関係法令の略称)

第2 この要領において、都市計画法、同法施行令（昭和44年政令第158号）、同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）、静岡県開発行為等の規制に関する条例（平成17年静岡県条例第32号）及び都市計画法施行細則（昭和45年静岡県規則第48号）を、それぞれ法、政令、省令、条例及び細則という。

#### (開発行為予備審査)

第3 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者の利便を図るため、その者の依頼により、あらかじめ、次により開発行為予備審査（以下「予備審査」という。）を行うことができる。ただし、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年12月24日静岡県告示第1209号。以下「指導要綱」という。）が適用される事業については、この限りでない。

(1) 開発行為予備審査依頼書（様式第1号）は、次に掲げる図書を添えて、依頼に係る土地を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発計画概要書（様式第2号）

イ 法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面（作成要領は別表2）（市街化調整区域での開発行為に限る。）

ウ 開発区域位置図（作成要領は別表1）

エ 現況図（作成要領は別表1）

オ 土地利用計画図（作成要領は別表1）

カ 公図写し（作成要領は別表1）

キ 接続道路の概要及び改修計画書（必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。）

ク 流末水路の概要及び改修計画書（放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。）

ケ 現況写真（手札判程度）

(2) 予備審査は、開発行為現地予備審査表（様式第3号）により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係機関及び当該予備審査の依頼をした者の立会いの上で、次に定める事項について調査するものとする。

ア 地域及び地区の確認

イ 開発区域に存在する歴史的・自然機能の役割

ウ 開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況

エ 開発区域内の土地の地盤の状況

オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無

カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は市町の給水計画に対する適合性

キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し

ク 開発区域内の下水（汚水及び雨水）を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策

ケ 樹木の保存計画とその適否

コ 消防水利の存在の有無

サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性

シ 工事期間中に必要とされる防災対策

ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可名及びその担当課

(4) 予備審査の結果に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係機関との調整を図るものとする。

(5) 予備審査が終了したときは、開発行為現地予備審査表により決裁を受け、その結果を様式第4号により当該依頼をした者に通知するものとする。

(6) (5)の通知は、通知の日から3年が経過した場合又は関係法令に改正があった場合には、その効力を失うこととする。

#### (開発行為の許可)

第4 法第29条第1項又は第2項の許可は、次により行うものとする。

(1) 省令第16条の開発行為許可申請書（様式第5号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面（予備審査を行ったものに限る。）

イ 設計説明書（様式第6号）（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を除く。）

ウ 公共施設の管理者の同意及び協議書（様式第7号及び第8号）

エ 開発区域内権利者一覧表（様式第9号）

- オ 開発行為の施行等の同意書（様式第 10 号）（印鑑証明書を添付すること。）
- カ 設計者の資格に関する申告書\*（様式第 11 号）（開発区域の面積が 1 ha 以上のものに限る。）
- キ 申請者の資力信用に関する申告書（様式第 12 号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）
- ク 資金計画書（様式第 13 号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）
- ケ 工事施行者の能力に関する申告書（様式第 14 号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）
- コ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。）
- サ 設計図書（作成要領は別表 1）
- ※ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するもので、同法第 13 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定により同法施行令で定めるものの工事を行う場合は、開発区域の面積に関わらず、別途、同法施行令第 22 条に掲げる資格を有する者であることを証する書類を添付する

(2) 申請書の審査は、開発行為許可審査表（様式第 15 号）により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為許可審査表を添えて決裁を受け、様式第 16 号により当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 許可に際して法第 79 条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

- ア 開発行為の着手前に条例第 2 条の規定による届出を行うこと。
- イ 条例第 4 条の規定による標識の掲示を行うこと。
- ウ 防災施設に関する工事を先行させ、工事施工中の防災措置を十分行うこと。
- エ 第 8 により写真の整備を行うこと。
- オ 盛土の施工は、政令第 28 条第 4 号の規定を遵守すること。
- カ 擁壁は、基礎地盤の支持力等が設計条件を満足することを確認した上、施工する

こと。

キ 切土又は掘削の結果、当該箇所の土質が地質調査等から想定したものと著しく異なる場合は、速やかに対策を講じること。

ク 開発行為を廃止する場合は、条例第7条第2項の承認を受けた上、安全上の措置を講じること。

ケ 許可日から2年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。

コ 公共施設の管理者へ帰属させることとなる土地については、工事完了までに当該土地の登記承諾書を公共施設の管理者に提出できるよう準備すること。

サ その他都市計画上必要と認められる事項

#### (開発許可の技術的基準)

第5 開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、別に定める「都市計画法による開発行為等の手引き（技術基準）」によるものとする。

#### (工事着手届等)

第6 条例第2条の規定による届出は、細則第3条の工事着手届（細則様式第1号）及び工程表（細則様式第2号）を当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

#### (工程報告)

第7 条例第3条の規定による報告は、報告書を当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

#### (写真の整備)

第8 開発許可を受けた者（法第44条又は法第45条の規定による地位の承継があったときは、承継した者。以下「開発者」という。）が行う写真の整備は、別に定める「写真の整備について」によるものとする。

#### (工事の完了検査)

第9 法第36条の規定による検査等は、次により行うものとする。

(1) 省令第29条の工事完了届出書（様式第19号）又は公共施設工事完了届出書（様式第20号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可に係る造成計画平面図

ウ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。指導要綱第6条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。）

- エ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）
- オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。）（宅地分譲に限る。）
- カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）
- キ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）
- ク 実質工程表
- ケ 品質管理表
- コ 最終許可書の写し

(2) 完了検査は、関係機関及び開発者の立会いの上で、別に定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の完了検査結果書（様式第21号）にとりまとめておくものとする。

(3) 検査の結果、開発者に手直工事等の指示をした場合における手直工事（指示事項）完了報告書（様式第22号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 手直工事箇所的位置図（造成計画平面図を利用すること。）

イ 工事前及び工事完了後の写真

(4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

また、土地対策課が検査した工事で再検査を土木事務所で行う場合は、再検査の結果を様式第23号により、土地対策課長に報告するものとする。

(5) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、開発行為に関する工事の完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に省令第30条に規定する開発行為に関する工事の検査済証（様式第24号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第25号）を交付するものとする。

なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市町等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。

(6) 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するものとする。この公告は、静岡県公報に登載して行う。

土木事務所において検査済証を交付したときは、土地対策課あて公告登載の依頼をし、土地対策課は公告登載の手続きを行うものとする。依頼に当たっては、開発行為の目

的（宅地分譲、工場施設の造成等）及びその規模を附記するものとする。

公告の登載された公報は、開発者に2部交付するものとする。

#### （建築等の制限解除）

第10 法第37条第1号の規定による制限の解除は、次により行うものとする。

(1) 細則第5条の5の開発区域内における建築等制限解除申請書（細則様式第3号の4）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図、配置図

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1/200以上）

オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面

カ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。指導要綱第6条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあっては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。）

キ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）

ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。）

ケ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）

コ 建築工事工程表

サ 品質管理表

(2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第27号）により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査は、第9(2)、(3)及び(4)に準じ行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添えて決裁を受け、様式第28号により当該申請をした者に解除の通知を行うものとする。

この通知は、制限解除印を押した申請図書を添えて、行うものとする。

#### （建築等の制限解除の基準）

第11 法第37条第1号の規定による制限の解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施行上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に

完了すると認められるものはこの限りでない。

ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。

イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。

ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの。

エ 収用対象事業の施行により移転又は除却するために必要となったもの。

オ その他特に必要があると認められるもの。

#### (安全上の措置に関する計画の承認)

第12 条例第7条第2項の承認は、次により行うものとする。

(1) 条例第7条第2項の安全上の措置に関する計画書(細則様式第3号の5)は次に掲げる書類を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)

イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面(工事に着手した場合に限る。)

ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面(工事に着手した場合に限る。)

エ 現況写真

オ その他(廃止に当たって市町が指導した事項がある場合は、それを記載したもの。)

(2) 安全上の措置に関する計画を承認した場合は、承認印を押した安全上の措置に関する計画書の写しを開発者へ送付するものとする。

#### (工事廃止の届出)

第13 法第38条の規定による届出の受理は、次により行うものとする。

(1) 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書(様式第30号)は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上)

イ 工事を廃止した土地の現況図(縮尺は1/1,000以上(開発区域の面積が、20ha以上のものにあつては、縮尺1/3,000以上)とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。)

ウ 承認を受けた安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図(承認を受けた防災施設構造図等に計画値と出来形を対照としたもの。)(工事に着手した場合に限る。)

エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面(検査不要等の場合は、その理由を記載した書面を添付すること。)(工事に着手した場合に限る。)

オ 現況写真

カ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）（工事に着手した場合に限る。）

キ 品質管理表（工事に着手した場合に限る。）

(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表（様式第31号）により行うものとし、工事に着手したものにあっては、条例第7条第2項の承認を受けた安全上の措置に関する計画（工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置等）に基づき現地の確認を行うものとする。この現地確認は、第9(2)、(3)及び(4)に準じ行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第32号により当該届出をした者に受理の通知を行うものとする。

#### （開発行為の変更の許可等）

第14 法第35条の2第1項の許可等は、次により行うものとする。

(1) 法第35条の2第2項の申請書（細則様式第3号の2）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。）

ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。）

エ 事前協議終了に係る通知の写し（(5)の事前の協議を行った場合に限る。）

(2) 申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（様式第35号）により行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表を添えて決裁を受け、様式第36号により開発者に許可の通知を行うものとする。

この通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 細則第5条の4の開発行為変更届（細則様式第3号の3）は、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

(5) 法第30条第1項第3号の開発行為に関する設計の変更（省令第28条の4の軽微な変更を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除き、事前の協議を行うことにより認めることができる。この場合、工事完了届出書、公共施設工事完了届出書又は開発区域内における建築等制限解除申請書を受理する前までに、当該協議の内容についての変更許可手続を行うものとする。



- ア 擁壁に関して種類又は断面の変更等により、構造計算を行う必要があるもの
- イ 調整池に関して必要となる容量、放流口の位置若しくは断面又は余水吐の断面を変更するもの
- ウ 地盤改良に関して工法の追加又は変更を行うもの
- エ 公共施設の管理者又は管理をすることとなる者と変更の協議が必要なもの
- オ 開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為について、政令第 23 条に定める者と変更の協議が必要なもの

(6) (5)の事前の協議は、開発行為変更協議書（様式第 34 号の 2）を、変更箇所が確認できる図書（作成要領は第 4 (1)に準ずる。）を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

なお、協議が終了したときは、様式第 34 号の 3 により開発者に通知を行うものとする。

#### (建ぺい率等の指定)

第 15 法第 41 条第 1 項の制限は、くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課に合議の上、定めるものとする。

#### (建築等の許可)

第 16 法第 41 条第 2 項ただし書、法第 42 条第 1 項ただし書及び法第 43 条第 1 項の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 細則第 6 条の許可申請書（細則様式第 4 号）は、次に掲げる図書を添えて、申請に係る土地を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

- ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50,000 以上）
- イ 許可に係る土地利用計画図
- ウ 建築物等の位置図及び配置図（縮尺 1 / 500 以上）
- エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺 1 / 250 以上）
- オ 建築物等の用途、規模（建築面積、延べ面積及び階数）、構造及び棟数を示す書面

(2) 細則第 7 条の許可申請書（細則様式第 5 号）は、前項アからオに掲げる図書のほか、市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合にあっては、法第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号、第 43 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号又は第 34 条各号のいずれかに該当する理由等を示す書面（作成要領は別表 2）を添えて、申請に係る土地を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

(3) 省令第 34 条第 1 項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物

の新設許可申請書（様式第 39 号）は、次に掲げる図書を添えて、申請に係る土地を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

添付順序	図書の名称	備考
1	政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面	作成要領は別表 2 による。
2	敷地概要書	様式第 40 号
3	位置図（縮尺 1/2,500 以上）	次の事項を明示すること。 ・方位 ・敷地の位置、形状
4	敷地現況図（縮尺 1/250 以上）	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置
5	公図写し	敷地及びその周辺を明示すること。
6	配置図 （横断面を含む。縮尺 1/250 以上）	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・予定建築物等の位置 ・建築物等の用途、規模（建築面積、延べ面積及び階数）、構造及び棟数 ・がけ及び擁壁の位置 ・横断面は 2 方向以上とし、現況断面、計画断面、道路、水路及び予定建築物等を明示する。 ・排水施設の位置、種類、形状 ・水の流れの方向 ・吐口の位置、放流先の名称
7	敷地求積図（縮尺 1/250 以上）	
8	建築物等の平面図（縮尺 1/250 以上）	
9	土地の登記事項証明書	
10	土地の使用承諾書	
11	現況写真（手札判程度）	次の事項がわかるもの ・敷地の現況 ・取付ける公道の現況 ・敷地が公道に接する部分 ・放流先河川の現況 ・がけ及び擁壁の現況

(4) 審査が終了したときは、決裁を受け、法第 41 条第 2 項ただし書及び法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可の場合は様式第 41 号により、法第 43 条第 1 項の規定によ

る許可の場合は様式第 42 号により、当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

#### (地位の承継届)

第 17 条例第 9 条の規定による届出は、細則第 8 条の地位の承継届（細則様式第 6 号）、戸籍謄本（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及びその他承継を証する書面を当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

#### (地位の承継の承認)

第 18 法第 45 条の承認は、次により行うものとする。

(1) 細則第 9 条の地位の承継の承認申請書（細則様式第 7 号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書面

イ 申請者の資力信用に関する申告書（様式第 12 号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）

ウ 資金計画書（様式第 13 号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）

エ 工事の施行状況を示す書面

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 45 号により当該申請をした者に承認の通知をするものとする。

なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第 12 に定める工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置（公共施設の機能の回復や防災上必要な措置等）が必要と認められる場合には、当該申請をした者が当該措置を施行する意思を有していることを書面により確認するものとする。

#### (開発登録簿の調製)

第 19 法第 46 条の規定による開発登録簿の調製及び保管並びに法第 47 条第 5 項の規定による写しの交付は、次により行うものとする。

(1) 開発登録簿の調製は、開発許可したときに、開発登録簿（様式第 46 号）に位置図及び土地利用計画図を添えて行うものとする。

(2) 法第 35 条の 2 の規定による変更許可若しくは変更届又は法第 81 条第 1 項の規定に

よる処分により法第 47 条第 1 項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加えるものとする。また、検査済証を交付したとき、法第 41 条第 2 項ただし書若しくは法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第 2 項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。

(3) 法第 38 条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。

(4) 開発登録簿の閲覧に関しては、細則第 11 条から第 14 条までの規定によるものとする。

(5) 細則第 15 条の開発登録簿謄本交付申請書（細則様式第 8 号）が提出され、開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写しであることを証する旨を附記し、所長印等公印を押すものとする。

#### （開発行為及び建築等に関する証明書）

第 20 省令第 60 条の書面の交付は、次により行うものとする。

(1) 細則第 16 条の証明申請書（細則様式第 9 号）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、申請に係る土地を所管する市町長を経由して、土木事務所長に提出するものとする。

区 分		図 書
ア 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明（b の場合を除く。）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 建築物等の配置図 5 建築物等の平面図
	b 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲であって、開発者が一括して証明を求める場合）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 区画確定測量図 5 開発行為に関する工事の検査済証の写し

	c 許可不要であることの証明	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置図</li> <li>2 公図写し</li> <li>3 建築物等の配置図</li> <li>4 建築物等の平面図</li> <li>5 法第 29 条第 1 項各号又は第 2 項各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書（同条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第 48 号を参照すること。）等を含む。）</li> </ol>							
イ 法第 43 条第 1 項の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該許可に係る許可書の写し</li> <li>2 位置図</li> <li>3 公図写し</li> <li>4 建築物等の配置図</li> <li>5 建築物等の平面図</li> </ol>							
	b 許可不要であることの証明（c の場合を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置図</li> <li>2 公図写し</li> <li>3 建築物等の配置図</li> <li>4 建築物等の平面図</li> <li>5 法第 43 条第 1 項において制限を受けない建築物若しくは建築行為等である理由又は同条同項各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関の発行する証明書等を含む。）</li> </ol>							
	c 許可不要であることの証明（許可を要しない既存建築物の建替えの場合）	<table border="1"> <tr> <td>1 位置図 （縮尺 1/2,500 以上）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・敷地周辺の公共施設</li> <li>・敷地の位置、形状（申請地を色枠で明示）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2 公図写し</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地を色枠で明示</li> <li>・道路を赤色、水路を水色で着色</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3 敷地現況図 （縮尺 1/250 以上）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・既存建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・既存建築物の敷地の面積</li> <li>・既存建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・既存建築物の配置、建築面積、延面積</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>4 計画図 （縮尺 1/250 以上）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・予定建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・予定建築物の敷地の面積</li> <li>・予定建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・予定建築物の配置、建築面積</li> <li>・予定建築物の各階平面図及び延床面積</li> </ul> </td> </tr> </table>	1 位置図 （縮尺 1/2,500 以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・敷地周辺の公共施設</li> <li>・敷地の位置、形状（申請地を色枠で明示）</li> </ul>	2 公図写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地を色枠で明示</li> <li>・道路を赤色、水路を水色で着色</li> </ul>	3 敷地現況図 （縮尺 1/250 以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・既存建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・既存建築物の敷地の面積</li> <li>・既存建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・既存建築物の配置、建築面積、延面積</li> </ul>	4 計画図 （縮尺 1/250 以上）
1 位置図 （縮尺 1/2,500 以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・敷地周辺の公共施設</li> <li>・敷地の位置、形状（申請地を色枠で明示）</li> </ul>								
2 公図写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地を色枠で明示</li> <li>・道路を赤色、水路を水色で着色</li> </ul>								
3 敷地現況図 （縮尺 1/250 以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・既存建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・既存建築物の敷地の面積</li> <li>・既存建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・既存建築物の配置、建築面積、延面積</li> </ul>								
4 計画図 （縮尺 1/250 以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・予定建築物の敷地の境界（申請地を色枠で明示）</li> <li>・予定建築物の敷地の面積</li> <li>・予定建築物の敷地の横断図</li> <li>・道路の名称、幅員、水路の幅員</li> <li>・予定建築物の配置、建築面積</li> <li>・予定建築物の各階平面図及び延床面積</li> </ul>								

		5 新旧対照表 (参考例)	
		6 土地登記事項 証明書	
		7 既存建築物の 証明書類	次のア又はイを証する書面 ア 既存建築物が線引きの際に既に 適法に建築されていたことを証す る以下のいずれかの書面 ・ 建築確認通知書 ・ 建物登記事項証明書 ・ 築年次入りの固定資産税家屋評 価証明書 イ 線引き後に適法に建築されてい たことを証する以下のいずれかの 書面 ・ 都市計画法第 43 条第 1 項に基づ く建築許可書 ・ 建築確認通知書 ・ 都市計画法に適合する建築物等 であることの証明書 ・ その他証するに足る書面
		8 現況写真 (2 方向以上)	道路、敷地境界、既存建築物が確認 できるもの。
ウ その他(法第 35 条の 2 第 1 項、法第 41 条 第 2 項又は法 第 42 条の規定 に適合してい ることの証明)	a 許可の内容に 適合しているこ との証明	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 建築物等の配置図 5 建築物等の平面図	
	b 許可不要であ ることの証明	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 その他知事が必要と認める図書	

(参考例) 新旧対照表

	用途	構造	敷地面積	建築面積	延べ床面積	建ぺい率	容積率
新		造 階建	㎡	㎡	㎡	%	%
旧		造 階建		㎡	㎡	㎡	%
倍率	—	—	—			—	—

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、細則様式第 9 号により当該申請をした者に証明書を交付するものとする。

**(既存権利者の届出)**

第 21 法第 34 条第 13 号の規定による届出は、都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書(様式第 49 号)に、次に掲げる図書を添えて、届出に係る土地を所管する町を経由して、土木事務所長に提出するものとする。

- ア 位置図（縮尺 1 / 2,500 以上）
- イ 公図写し
- ウ 配置図（縮尺 1 / 500 以上）
- エ 土地の登記事項証明書
- オ 農地転用許可書の写し（農地転用許可を受ける必要がある場合のみ。）
- カ 現況写真（手札判とし、当該土地の状況が明確にわかるもの。）

#### （開発審査会への付議）

第 22 法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホ（法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可に際し準用する場合を含む。）の規定による開発審査会への付議に関しては、別に定める「開発審査会付議等事務処理要領」によるものとする。

#### （各種申請書等の提出部数）

第 23 この要領に定めるところによる申請書等の提出部数は、本庁決裁又は土木事務所決裁（別表 4 参照）の区分により、別表 3 に定めるものとする。

なお、開発区域等が 2 市町にまたがるものについては、副本 1 部を加えるものとする。

#### （各種申請書等の経由）

第 24 この要領に定めるところによる申請書等の経由に関しては、次により行うものとする。

- (1) 土木事務所決裁のものについては、第 3 (1)、第 4 (1)、第 6、第 7、第 9 (1) 及び (3)、第 10 (1)、第 12 (1)、第 13 (1)、第 14 (1)、(4) 及び (6)、第 16 (1)、(2) 及び (3)、第 17 並びに第 18 (1) 中「市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。」とあるのは「市町長を経由して、土木事務所長に提出するものとする。」と読み替えるものとする。
- (2) 申請書等の経由に際しては、土木事務所長は意見等を付すものとする（様式第 51 号～様式第 64 号を参照すること。）。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 開発行為等事務処理要領（昭和 63 年 5 月 1 日実施。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領の実施の際現に旧要領の規定及び様式に基づいて提出されている申請書又は届出書は、この要領の相当する規定及び様式に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日都土第 103 号）

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施の際改正前の要領の様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 15 年 4 月 14 日都土第 54 号）

- 1 この要領は、平成 15 年 4 月 7 日から実施する。
- 2 この要領の実施の際改正前の要領の様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 20 年 11 月 14 日都土第 234 号）

- 1 この要領は、通知の日から実施する。
- 2 この要領の実施の際改正前の要領の様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 21 年 2 月 19 日都土第 271 号）

- 1 この要領は、通知の日から実施する。
- 2 この要領の実施の際改正前の要領の様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日都土第 221 号）

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 23 年 3 月 15 日都土第 216 号）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日都土第 207 号）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成 29 年 10 月 31 日都土第 247 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。



附 則（令和2年3月26日都土第182号）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日都土第222号）

- 1 この改正は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和7年3月26日都土第207号）

- 1 この改正は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 1

## 設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域位置図	1 / 50,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>地形</li> <li>開発区域の位置</li> <li>開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称</li> <li>放流先河川の位置及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院の地形図を準備すること</li> </ul>
2	現況図	1 / 3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界</li> <li>標高差を示す等高線（2 mの標高差を示すものであること。）</li> <li>植生区分</li> <li>建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状</li> <li>開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状</li> <li>道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員</li> <li>政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置</li> <li>政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ha以上のもののみ</li> <li>1 ha以上のもののみ</li> </ul>
3	公図写	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界</li> <li>市町の区域内の町又は字の境界</li> <li>土地の地番及び形状</li> <li>開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域周辺も適宜表示すること</li> <li>公共用地は次によりうすく着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒</li> </ul>
4	開発区域区域図	1 / 3,000以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、都道府県界、市町界、市町の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用計画図	1 / 1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域及び工区の境界</li> <li>主要構造物の標高</li> <li>公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置</li> <li>開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員</li> <li>表面水の流れ方向</li> <li>排水施設の位置、形状及び水の流れの方向</li> <li>都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>消防水利の位置及び形状</li> <li>調整池の位置及び形状、調整容量</li> </ul> (多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分)	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川その他の公共施設の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び面積</li> <li>・敷地に係る予定建築物等の用途、規模、構造</li> <li>・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>・緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>・法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配</li> <li>・擁壁の位置及び種類</li> </ul>	
6	造成計画 平面図	1 / 1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>・擁壁の位置、種類及び高さ</li> <li>・法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配</li> <li>・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・等高線は細線で表示すること</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。</li> </ul>
7	造成計画 断面図	1 / 1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>・計画地盤高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤</li> </ul>
8	排水施設 計画平面図	1 / 600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・排水区域の区域界</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称</li> <li>・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>・排水管の勾配及び管径</li> <li>・人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>・水の流れの方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>・法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状</li> </ul>	
9	給水施設 計画平面図	1 / 600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・給水施設の位置、形状、内のり寸法</li> <li>・取水方法</li> <li>・消火栓の位置</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。</li> </ul>

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
10	がけの断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）</li> <li>切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>小段の位置及び幅</li> <li>石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ及び自然がけについて作成すること。</li> <li>擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。</li> </ul>
11	擁壁の断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法</li> <li>裏込めコンクリートの寸法</li> <li>透水層の位置及び寸法</li> <li>擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> <li>鉄筋の位置及び径</li> <li>水抜き穴の材料、寸法及び位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配筋図を含む</li> </ul>
12	求積図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積</li> </ul>	
12	防災工事計画平面図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域及び工区の境界</li> <li>標高差を示す等高線</li> <li>計画道路線</li> <li>防災施設の位置、形状、寸法及び種類</li> <li>段切位置</li> <li>表土除去位置</li> <li>ヘドロ除去位置、除去深さ</li> <li>工事中の雨水排水経路</li> <li>防災施設の設置時期及び機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること</li> </ul>
14	防災施設構造図	1/100以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造</li> </ul>	
15	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算</li> </ul>	
16	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁で保護しないがけの安定計算等</li> </ul>	
17	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>放流先河川又は水路の流下能力</li> <li>開発区域内排水施設の排水能力</li> <li>調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等</li> </ul>	
18	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>土質の状況</li> <li>地盤改良の計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軟弱地盤等を含む場合に添付すること</li> </ul>

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
19	その他知事が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設新旧対照図 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。</li> <li>・ 道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 法第32条協議の結果、市町等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること</li> <li>・ その他審査上特に必要と認める図書</li> </ul>	

#### 注意事項

- 1 申請図書はA4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者がその氏名を記載すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限度とする。）。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

別表 2

法第 34 条各号のいずれか又は政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面の作成要領

該当条項	内 容	図書名	縮 尺	明示すべき事項	備 考
法 § 34① 政令 § 36 I ③イ	日用品販売 店舗等 又は 公共公益施設	1 周辺建築物用途 別現況図  2 業務内容を示す 書面 3 申請者の職務経 歴を示す書面 4 公共公益施設の 場合は当該施設 に該当すること を示す書類	1 / 2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請地</li> <li>住宅、店舗（営業内容明示）、工場等の別及びそれらの戸数</li> <li>販売、加工、修理等に係る取扱品目、作業の内容、規模等</li> <li>業務に係る経歴、資格等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半径150m以内又は50戸以上の建築物の連たんしている範囲</li> <li>別に定める公共公益施設に係る確認書</li> <li>社会福祉施設の設置に関する誓約書、事業実績書、資金計画書等（社会福祉施設の場合）</li> <li>各資格免許証の写し（診療所、助産所の場合）</li> </ul>
法 § 34② 政令 § 36 I ③イ	資源の活用	1 資源分布状況図  2 資源の利用目的、 利用方法等を示 す書面  3 資源の採取等に 係る他法令の許 認可の状況を示 す書面	1 / 2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請地</li> <li>資源の種類、分布の範囲及び埋蔵量等</li> <li>資源の利用目的、具体的な利用方法等</li> <li>事業の継続予定期間</li> <li>他の原材料との割合及びその生産地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他法令の許認可を必要とする場合</li> </ul>
法 § 34④ 政令 § 36 I ③イ	農林漁業用 施設  農林水産物の 処理・貯蔵・ 加工施設	1 施設を利用して 行おうとする業 務内容を示す書 面 2 申請者の職務等 を示す書面  1 処理等を行おう とする農林水産 物の生産地の状 況を示す書面 2 業務内容を示す 書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に係る経歴、資格等</li> <li>農林水産物の種類、生産地の分布、生産量等</li> <li>処理等の具体的な内容</li> <li>他の原材料との割合及びその生産地</li> </ul>	

法 § 34⑥ 政令 § 36 I ③イ	中小企業の共同化・集団化	1 共同化・集団化事業の概要を示す書面 2 国・中小企業総合事業団と一体としてする県の助成状況を示す書面			
法 § 34⑦ 政令 § 36 I ③イ	既存工場と密接な関連を有する事業	1 位置図 2 既存工場の概要及び当該工場と申請に係る事業との関連性を示す書面	1 / 2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存工場と申請地の関係</li> <li>既存工場との製品納入、原料供給関係</li> <li>事業活動の効率化の具体的な内容</li> </ul>	
法 § 34⑧ 政令 § 36 I ③イ	火薬庫	1 火薬の種類・数量を示す書面 2 火薬類取締法の許可の状況を示す書面			
法 § 34⑨ 政令 § 36 I ③イ	沿道サービス施設	1 周辺建築物用途別現況図 2 サービス対象の道路の状況を示す書面 3 業務内容を示す書面 4 申請者の経歴等を示す書面	1 / 2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請地</li> <li>市街化区域（用途地域明示）からの距離</li> <li>道路の幅員及び性格、交通量、通過車両の内容等</li> <li>サービスの内容、規模等</li> <li>業務に係る経歴、資格等</li> </ul>	
	道路管理施設	1 施設の概要を示す書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の概要及びその設置を必要とする理由</li> </ul>	
	火薬類の製造所	1 施設の概要を示す書面 2 火薬類取締法の許可の状況を示す書面			
法 § 34⑬ 政令 § 36 I ③ニ	既存権利	1 既存権利の届出書の写し 2 土地の登記事項証明書又は公証人の認証を受けた土地賃貸借契約書の写し 3 申請者の職歴・業務内容を示す書面		<ul style="list-style-type: none"> <li>線引き前から自己の居住用又は業務用の建築物等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の業務用の場合</li> </ul>

法 § 34④ 政令 § 36 I ③ホ	農家の分家住宅	1 分家する理由及び市街化調整区域内に建築しなければならない理由を示す書面 2 住民票謄本 3 現に自己の住居を有していないことを示す書面 4 戸籍謄本 5 土地の登記事項証明書 6 農林漁業を営む者であることの証明 7 周辺建築物用途別現況図	1 / 2,500 以上	・分家の必要性 (例. 婚姻、転勤、帰郷) ・申請者及び本家たる世帯の市街化区域内の土地の保有状況 ・本家たる世帯の構成員として同居していた者であること。 ・申請者と土地保有者との関係 ・線引き前からの所有等を証すること。 ・本家たる世帯が農家世帯であること。 ・申請地 ・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数	・婚約証明・転勤証明等 ・借家証明書 ・様式第48号参照
	非農家の分家住宅	1 「農家の分家住宅」欄1～5、7に掲げる書面			
	心身障害者の分家住宅	1 「農家の分家住宅」欄1～5、7に掲げる書面 2 身体障害者手帳又は療育手帳の写し 3 生活費に見合う収入の見込みのあることを示す書面			・所得証明等
収用対象事業の施行による移転	1 事業施行者の発行する事業決定されていることの証明書 2 収用対象となった土地の現況図 3 収用対象物件求積図 4 周辺建築物用途別現況図	1 / 250 以上 1 / 250 以上 1 / 2,500 以上	・事業名及び事業年度 ・収用対象となった土地の名称地番及び面積 ・収用対象となった建築物の用途、規模、構造並びに所有者の住所及び氏名 ・収用対象となった土地及び建築物の範囲 ・収用対象となった土地及び建築物の範囲の面積 ・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数		



<p>既存集落内の自己用専用住宅</p>	<p>1 周辺建築物用途別現況図 2 新規に住宅を市街化調整区域内に建築しなければならない理由を示す書面 3 戸籍謄本 4 土地の登記事項証明書</p>	<p>1 / 2,500 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数</li> <li>・住宅を建築する必要性（例. 現在の住居が過密、狭小、借家である等、停年、退職）</li> <li>・市街化区域内の土地の保有状況</li> <li>・線引き後に取得した土地である場合には、前所有者との関係</li> <li>・線引き前からの所有等を証すること。</li> </ul>	
<p>公共公益施設</p>	<p>1 公共公益施設であることを示す書類</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に定める公共公益施設に係る確認書</li> <li>・社会福祉施設の設置に関する誓約書、事業実績書、資金計画書等（社会福祉施設の場合）</li> <li>・各資格免許証の写し（病院、診療所、助産所の場合）</li> </ul>
<p>既存建築物の用途（使用主体）の変更</p>	<p>○譲渡人に関する書類 1 用途変更許可の対象であることの証明 2 相当期間（原則5年以上）建築物を使用したことを証する書類 3 とくにやむを得ない事情を証する書面 ○譲受人に関する書類 1 譲受するに相当の理由を証する書類 2 同一の機能で使用することを証する書類</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が居住していたこと。</li> <li>・建築主の死亡、転勤、借金返済、転廃業、倒産等の事情</li> <li>・譲受人が借家に居住し、住宅に困窮していること。</li> <li>・当該建築物が申請者にとって必要な施設であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証明</li> <li>・建築許可書</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・住宅の場合、住民票</li> <li>・住居の場合、賃貸借契約書等</li> <li>・工場等の場合</li> <li>・住居の場合、誓約書</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>1 開発審査会に付議した各種の要件を備えたことを示す図書その他知事が必要と認める図書</p>			

別表 3

## 開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数				備考 (要領)
		本庁決裁		事務所決裁		
		正	副	正	副	
1	開発行為予備審査依頼書	1	2 *	1	1 *	第 3
2	開発行為許可申請書	1	3	1	2	第 4
3	工事着手届	1	2	1	1	第 6
4	工程報告書	1	2	1	1	第 7
5	工事完了届出書・公共施設工事完了届出書	1	2	1	1	第 9
6	手直工事（指示事項）完了報告書	1	2	1	1	第 9
7	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	3	1	2	第 10
8	安全上の措置に関する計画書	1	3	1	2	第 12
9	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	2	1	1	第 13
10	開発行為変更許可申請書	1	3	1	2	第 14
11	開発行為変更届	1	2	1	1	
11-2	開発行為変更協議書	1	2	1	1	
12	制限区域内における建築の許可申請書	1	3	1	2	第 16
13	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	3	1	2	
14	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書	1	3	1	2	
15	地位の継承届	1	2	1	1	第 17
16	地位の承継の承認申請書	1	2	1	1	第 18
17	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	—	—	1	2	第 20
18	都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書	—	—	1	1	第 21

\* 通常の副本部数のほかに、農地転用許可を要する場合は、市町農業委員会、農林事務所及び農地調整課分各一部を追加する。ただし、農地転用許可に係る面積が 20,000 ㎡以下の場合には、農地調整課分は不要である。

別表 4

## 土木事務所において決裁が成されるもの

事項	区域区分	面積等	備考
法第29条第1項 又は第2項の規 定による開発許 可 (高度利用地 区、特定街区を 除く)	市街化調整区域 以外	20,000㎡未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第35条の2の変更許可</li> <li>・法第35条の2の変更届の受理</li> <li>・法第36条の完了検査</li> <li>・法第37条の制限解除</li> <li>・法第38条の工事廃止届の受理</li> <li>・法第41条の建築許可</li> <li>・法第42条の建築等の許可</li> <li>・法第44条の地位承継届の受理</li> <li>・法第45条の地位承継の承認</li> <li>・法第46条の開発登録簿の調製</li> <li>・法第47条の登録簿写しの交付</li> <li>・法第80, 81, 82条の監督処分等 (上記のものを含む。)</li> </ul>
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第34条第1号から第13号に該当するものうち、20,000㎡未満のもの</li> <li>・法第34条第14号に該当するものうち、予め開発審査会の議を包括的に経たものうち、20,000㎡未満のもの</li> </ul>	
※法第34条の2 の規定による開 発行為の協議		20,000㎡未満	法第34条の2の規定が準用される各規定を含む(一部例外を除き上記と同様)。
法第43条の規定 による建築等の 許可	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令第36条第1項第3号イ又はニに該当するもの</li> <li>・政令第36条第1項第3号ホに該当するものうち、予め開発審査会の議を包括的に経たもの</li> </ul>	
※法第43条第3 項の規定による 建築等の協議	市街化調整区域		
既存権利の届出 の受理	市街化調整区域		法第34条第13号の規定によるもの
開発行為及び建 築等に関する証 明書 (適合証明書)			省令第60条の規定によるもの

※法第34条の2の規定による開発行為の協議及び法第43条第3項の規定による建築等の協議の事務処理については、別に定める静岡県開発行為協議等事務処理要領によるものとする。

## 要領様式内容

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 1 号	開発行為予備審査依頼書	
第 2 号	開発計画概要書	
第 3 号	開発行為現地予備審査表	
第 4 号	開発行為予備審査の結果について（通知）	
第 5 号	開発行為許可申請書	省令別記様式第 2
第 6 号	設計説明書	
第 7 号	都市計画法第 32 条の規定に基づく同意	
第 8 号	新設する公共施設一覧表	
第 9 号	開発区域内権利者一覧表	
第 10 号	開発行為の施行等の同意書	
第 11 号	設計者の資格に関する申告書	
第 12 号	申請者の資力及び信用に関する申告書	
第 13 号	資金計画書	省令別記様式第 3
第 14 号	工事施行者の能力に関する申告書	
第 15 号	開発行為許可審査表	
第 16 号	都市計画法第 29 条の開発行為について（許可）	
第 17 号	（削除）	
第 18 号	（削除）	
第 19 号	工事完了届出書	省令別記様式第 4
第 20 号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第 5
第 21 号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第 22 号	手直工事（指示事項）完了報告書	
第 23 号	手直工事（指示事項）完了検査の報告について	
第 24 号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第 6
第 25 号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第 7
第 26 号	（削除）	
第 27 号	開発区域内における建築等制限解除審査表	
第 28 号	開発区域内における建築等の制限解除について	
第 29 号	（削除）	
第 30 号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第 8
第 31 号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第 32 号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
第 33 号	（削除）	
第 34 号	（削除）	
第 34 号の 2	開発行為変更協議書	
第 34 号の 3	開発行為の設計の変更に関する協議について（通知）	
第 35 号	開発行為変更許可審査表	
第 36 号	開発行為の変更について（許可）	
第 37 号	（削除）	
第 38 号	（削除）	
第 39 号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工 作物の新設許可申請書	省令別記様式第 9
第 40 号	敷地概要書	
第 41 号	開発区域内における建築等の許可について	
第 42 号	市街化調整区域における建築等について	
第 43 号	（削除）	

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 44 号	(削除)	
第 45 号	地位の承継の承認について	
第 46 号	開発登録簿	
第 47 号	(削除)	
第 48 号	農林漁業を営む者であることの証明書	
第 49 号	都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書	
第 50 号	(削除)	
第 51 号	開発行為予備審査依頼について (本庁への送付文)	
第 52 号	〇〇〇〇〇〇申請について (本庁への送付文)	
第 53 号	〇〇〇〇〇〇届 (報告、届出) について (本庁への送付文)	
第 54 号	開発行為予備審査依頼について (土木事務所等への送付文)	
第 55 号	開発行為 (変更) 許可申請について (土木事務所等への送付文)	
第 56 号	工事着手届、工程報告、地位の承継届について (土木事務所等への送付文)	
第 57 号	工事完了届出書について (土木事務所等への送付文)	
第 58 号	建築等制限解除申請について (土木事務所等への送付文)	
第 58 号の 2	安全上の措置に関する計画の承認申請について (土木事務所等への送付文)	
第 59 号	開発行為に関する工事の廃止の届出について (土木事務所等への送付文)	
第 60 号	制限区域内における建築の許可申請、予定建築物等以外の建築等の許可申請について (土木事務所等への送付文)	
第 61 号	建築の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請について (土木事務所等への送付文)	
第 62 号	地位の承継の承認申請について (土木事務所等への送付文)	
第 63 号	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請について (土木事務所への送付文)	
第 64 号	都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出について (土木事務所への送付文)	

## 申請書等添付書類一覧

区 分	添 付 図 書
1 開発行為予備審査依頼書 (様式第1号)	<p>ア 開発計画概要書(様式第2号)</p> <p>イ 法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面(作成要領は別表2)(市街化調整区域での開発行為に限る。)</p> <p>ウ 開発区域位置図(作成要領は別表1)</p> <p>エ 現況図(作成要領は別表1)</p> <p>オ 土地利用計画図(作成要領は別表1)</p> <p>カ 公図写し(作成要領は別表1)</p> <p>キ 接続道路の概要及び改修計画(必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。)</p> <p>ク 流末水路の概要及び改修計画書(放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。)</p> <p>ケ 現況写真(手札判程度)</p>
2 開発行為許可申請書 (様式第5号)	<p>ア 予備審査結果通知に対する措置状況を示す書面(予備審査を行ったものに限る。)</p> <p>イ 設計説明書(様式第6号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。)</p> <p>ウ 公共施設の管理者の同意及び協議書(様式第7号及び第8号)</p> <p>エ 開発区域内権利者一覧表(様式第9号)</p> <p>オ 開発行為の施行等の同意書(様式第10号)(印鑑証明を添付すること。)</p> <p>カ 設計者の資格に関する申告書(様式第11号)(開発区域の面積が1ha以上のものに限る。)*宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するもので、同法第13条第2項及び第31条第2項の規定により同法施行令で定めるものの工事を行う場合は、開発区域の面積に関わらず、別途、同法施行令第22条に掲げる資格を有する者であることを証する書類を添付する</p> <p>キ 申請者の資力信用に関する申告書(様式第12号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。)</p> <p>ク 資金計画書(様式第13号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。)</p> <p>ケ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第14号)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。)</p> <p>コ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)</p> <p>サ 設計図書(作成要領は別表1)</p> <p style="text-align: center;">① 開発区域位置図      ② 現況図      ③ 公図写</p> <p style="text-align: center;">④ 開発区域区域図      ⑤ 土地利用計画図      ⑥ 造成計画平面図</p> <p style="text-align: center;">⑦ 造成計画断面図      ⑧ 排水施設計画平面図 ⑨ 給水施設計画平面図</p> <p style="text-align: center;">⑩ がけの断面図      ⑪ 擁壁の断面図      ⑫ 求積図</p> <p style="text-align: center;">⑬ 防災工事計画平面図 ⑭ 防災施設構造図      ⑮ 構造計算書</p> <p style="text-align: center;">⑯ 安定計算書      ⑰ 水理計算書</p> <p style="text-align: center;">⑱ 土地調査書及び地盤改良計画図書      ⑲ その他知事が必要と認める図書</p>
3 工事着手届(細則様式第1号)	工程表(細則様式第2号)
4 工程報告書	

5	工事完了届出書 (様式第 19 号) 公共施設工事完了届出書 (様式第 20 号)	ア 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上) イ 許可に係る造成計画平面図 ウ 防災施設の出来形図 (許可に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したもの。指導要綱第 6 条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあつては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。) エ 擁壁の出来形図 (許可に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したもの。) オ 区画確定測量図 (各区画の確定面積を明示したもの) (宅地分譲に限る。) カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面 (検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。) キ 工事の施行状況が確認できる写真 (第 8 により整備したもの。) ク 実質工程表 ケ 品質管理表 コ 最終許可書の写し
6	手直工事 (指示事項) 完了報告書 (様式第 22 号)	ア 手直工事箇所の位置図 (造成計画平面図を利用すること。) イ 工事前及び工事完了後の写真
7	開発区域内における建築等制限解除申請書 (細則様式第 3 号の 4)	ア 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図、配置図 エ 建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 200 以上) オ 建築物等の用途、構造、規模 (建築面積、延べ面積及び階数) 及び棟数を示す書面 カ 防災施設の出来形図 (許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。指導要綱第 6 条の承認を受けた事業で防災工事完了届が受理されている施設にあつては、当該受理書の写しをもってこれに代えることができる。) キ 擁壁の出来形図 (許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。) ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面 (検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。) ケ 工事の施工状況が確認できる写真 (第 8 により整備したもの。) コ 建築工事工程表 サ 品質管理表
8	安全上の措置に関する計画書 (細則様式第 3 号の 5)	ア 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上) イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面 (工事に着手した場合に限る。) ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面 (工事に着手した場合に限る。) エ 現況写真 オ その他 (廃止に当たって市町が指導した事項がある場合は、それを記載したもの。) 

9	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (様式第 30 号)	<p>ア 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)</p> <p>イ 工事を廃止した土地の現況図 (縮尺は 1 / 1,000 以上 (開発区域の面積が、20ha 以上のものにあつては、縮尺 1 / 3,000 以上) とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。)</p> <p>ウ 承認を受けた安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図 (承認を受けた防災施設構造図等に計画値と出来形を対照としたもの。)(工事に着手した場合に限る。)</p> <p>エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面 (検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。)(工事に着手した場合に限る。)</p> <p>オ 現況写真</p> <p>カ 工事の施行状況が確認できる写真 (第 8 により整備したもの。)(工事に着手した場合に限る。)</p> <p>キ 品質管理表 (工事に着手した場合に限る。)</p>
10	開発行為変更許可申請書 (細則様式第 3 号の 2)	<p>ア 変更しようとする理由を示す書面</p> <p>イ 変更事項新旧対照表 (変更事項について変更前と変更後を対照したもの。)</p> <p>ウ 変更箇所が確認できる図書 (作成要領は第 4 (1) に準ずる。)</p> <p>エ 事前協議終了に係る通知の写し (第 14(5) の事前の協議を行った場合に限る。)</p>
11	開発行為変更届 (細則様式第 3 号の 3)	
11	開発行為変更協議書 (様式第 34 号の 2)	変更箇所が確認できる図書 (作成要領は第 4 (1) に準ずる。)
12	制限地域内における建築の許可申請書 (細則様式第 4 号)	<p>ア 開発区域位置図 (縮尺 1 / 50,000 以上)</p> <p>イ 許可に係る土地利用計画平面図</p> <p>ウ 建築物等の位置図及び配置図 (縮尺 1 / 500 以上)</p> <p>エ 建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 250 以上)</p> <p>オ 建築物等の用途、規模 (建築面積、延べ面積及び階数)、構造及び棟数を示す書面</p>
13	予定建築物等以外の建築等の許可申請書 (細則様式第 5 号)	<p>ア 本表第 12 項のアからオに掲げる図書</p> <p>イ 法第 34 条各号のいずれか等の該当する理由を示す書面 (作成要領は別表 2) (市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合に限る。)</p>
14	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 (様式第 39 号)	<p>ア 政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面 (作成要領は別表 2)</p> <p>イ 敷地概要書 (様式第 40 号)</p> <p>ウ 位置図 (縮尺 1 / 2,500 以上)</p> <p>エ 敷地現況図 (縮尺 1 / 250 以上)</p> <p>オ 公図写し</p> <p>カ 配置図 (横断面を含む。縮尺 1 / 250 以上)</p> <p>キ 敷地求積図 (縮尺 1 / 250 以上)</p> <p>ク 建築物等の平面図 (縮尺 1 / 250 以上)</p> <p>ケ 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)</p> <p>コ 土地の使用承諾書</p> <p>サ 現況写真 (手札判程度)</p>



15	地位承継届（細則様式第6号）	ア 戸籍謄本（法人にあつては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及びその他承継を証する書面
16	地位の承継の承認申請書（細則様式第7号）	ア 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面 イ 申請者の資力信用に関する申告書（様式第12号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。） ウ 資金計画書（様式第13号）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。） エ 工事の施行状況を示す書面
17	都市計画法第34条第13号の規定による届出書（様式第49号）	ア 位置図（縮尺1/2,500以上） イ 公図写し ウ 配置図（縮尺1/500以上） エ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） オ 農地転用許可書の写し（農地転用許可を受ける必要がある場合のみ。） カ 現況写真（手札判とし、当該土地の状況が明確にわかるもの。）

### 開発行為予備審査依頼書

年 月 日

静岡県交通基盤部長

静岡県〇〇土木事務所長 様

依頼者 住 所 } 法人にあっては、  
その主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあっては、  
その名称及び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり開発行為を行いたいので、開発行為等事務処理要領第3の規定により予備審査を依頼します。

#### 記

1 開発行為をしようとする場所

- 2 区域区分 市街化区域  
市街化調整区域  
区域区分を定めない都市計画区域  
準都市計画区域  
都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域

3 用途地域

4 面 積 m<sup>2</sup>

5 目 的

6 予定建築物等

### 開発計画概要書

開発区域の地名地番							
地 目	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	合計
	面積(実測公簿の別)						
	比率						
権利等				地盤の状況			
申請予定者				工事施行者 住所氏名	電話		
住所氏名				設計者 住所氏名			
電話							
開発行為の目的				予定建築物等の用途			
設計の方針							
開 発 区 域	法令等の名称	区域区分等	有無の別及び面積			備考	
	都市計画法	市街化区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無			用途地域 (      )	
		市街化調整区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
		区域区分を定めない都市計画区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無			用途地域 (      )	
		準都市計画区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
		都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
		都市計画施設	有 (      m <sup>2</sup> ) 無			種類 (      )	
	建築基準法	災害危険区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	地すべり等防止法	地滑り防止区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜崩落危険区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	砂防法	砂防指定地	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	有 (      m <sup>2</sup> ) 無				
土砂災害警戒区域		有 (      m <sup>2</sup> ) 無					

の 法 規 制 状 況	河川法	河川区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
	海岸法	海岸保全区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
	宅地造成及び特定盛土等 規制法	宅地造成等工事 規制区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
		特定盛土等 規制区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
	農地法	農地・採草牧草地	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
	農業の振興地域の整備に 関する法律	農用地区域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
		森林法	保安林	有 ( m <sup>2</sup> ) 無				
			保安施設地区	有 ( m <sup>2</sup> ) 無				
	自然公園法	地域森林計画 対象民有林	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
		特別地域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 ( )				
	自然環境保全法	普通地域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
		自然環境保全地域	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 ( )				
	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律	特別保護地区	有 ( m <sup>2</sup> ) 無					
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財 包蔵地	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	遺跡等の名称 ( )				
風致地区条例	風致地区	有 ( m <sup>2</sup> ) 無	地区区分 ( )					
接 続 道 路	道路の名称	排 水 先	河川等の名称					
	管理者		管理者					
	道路幅員		整備状況					
	整備状況		放流の承認					
土 地 利 用 計 画	利用区分	営業用地 (自己用地も含む)	公共のように供する土地		その他	合計		
	面積		道路用地	公園用地			排水施設用地	
	比率							
	区画の内訳 (分譲住宅用地のみ記載)			165~200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上	合計		
	区画数							
市町宅地開発等指導要綱による同意・協議の状況								
予定工期	着手	年	月	日	完了	年	月	日

開発行為現地予備審査表（1）

課長 (所長)	課員						担当者
受付日			起案				
現地調査日			決裁				
開発行為予備審査をしたところ、概要は次のとおりであるので、別案のとおり通知する。							
開発者氏名							
開発行為地							
面積	地目区分	宅地	農地	山林	公共用地	その他	計
	公簿						m <sup>2</sup>
	実測						m <sup>2</sup>
目的				予定建築物等			
権利等							
地区の状況			指示（特記）事項				
開発区域の自然環境の変化の有無							
各種指定、地域、地区、との適合							
開発区域内及び周辺の崖くずれ及び出水の状況							
開発行為により予測される各種公害発生の有無及び対策							
給水計画 (給水の方法、能力等)							
排水計画 (排水の方法、放流先等)							

開発行為現地予備審査表（２）

地区の状況	指 示 （特 記） 事 項
樹木の保存計画（現況植生）	
消防水利の有無方法等	
工事車両等の進入路の有無及び安全対策	
工事に伴う防災対策	
地 盤 の 現 況 等 （ 軟 弱 地 盤 対 策 等 ）	
接 続 道 路	
公共施設の有無及び管理者	
都 市 計 画 施 設	
そ の 他	
開発行為をするにあたって必要とされる他の法令等の許認可名及びその担当課名	

第 号  
年 月 日

様

静岡県交通基盤部長  
(静岡県〇〇土木事務所長)

開発行為予備審査の結果について（通知）

年 月 日付けで提出があった開発行為予備審査依頼書について、内容を審査したところ、調整又は検討を要する事項は下記のとおりです。

なお、開発許可申請は下記事項について対応した後に行ってください。

記

この通知書に記載の通知日から3年以内に開発行為許可申請を提出されない場合、又は開発行為許可申請の提出前に関係法令の改正があった場合、この通知は効力を失います。

## 開発行為許可申請書

<p>都市計画法第29条第1項（第2項）の規定により開発行為の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>静岡県知事様</p> <p style="margin-left: 40px;">住所</p> <p style="margin-left: 40px;">氏名</p> <p style="margin-left: 40px;">電話番号</p> <div style="margin-left: 40px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <p>法人にあっては、その主たる事務所の所在地</p> <p>法人にあっては、その名称及び代表者の氏名</p> </div>	<p>※手数料欄</p> <p>注 1 手数料は静岡県手数料徴収条例別表第370項を参照のこと。</p> <p>2 正本のみ県証紙をこの欄に貼付すること。</p>	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名 称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号		
※ 許可に附した条件		
※ 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること（備考1～3のみなし許可対象となる場合はその旨も記載すること）。



- 7 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。
- 8 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
- 9 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

## 設計説明書

## 1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。  
 (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。  
 (3) 市街化調整区域内における開発行為にあつては、法第34条各号のいずれかに該当する理由を記載すること（記載に当たっては、別表2を参考にすること。）。

## 2 計画地の現況

- (1) 土地の地目別内訳等

区 分		公簿面積				実測面積	
		既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面積	割合
宅 地							
農 地	田						
	畑						
	その他						
	小 計						
山 林							
原 野							
公共公益用地							
そ の 他 ( )							
計							

(注) 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。

(2) 計画地の現状

標高	最高地均			m ~ 最低値	m
	平 均			m 標高差	m
傾斜 状況	勾配	面積	割合	土地利用方針	
	0度～15度	m <sup>2</sup>	%		
	15度～30度				
	30度～45度				
	45度以上				
地層 地質 の概要					
河川	○○○流域 面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路	<p>例 ○○調整地 (普) ○○川</p> <p>○○調整地 (普) ○○川</p> <p>↓ ↓</p> <p>(二) ○ ○ 川</p> <p>↓</p> <p>(二) ○ ○ 川</p> <p>↓</p> <p>海</p>	
			河川法上の 河川又は海		
計画地 への交 通路	取付ける 認定道路	道	線	(W=	m)
	進入路区間	道	線	(W=	m)
		W=	m	L=	m 現況地目

- (注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また河川の級種別も記入すること。
- 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地域)		( )	宅地造成及び 特定盛土等規制法		
森林法					

- (注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。  
 2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積	割 合	数量・規模等についての概要説明
営業用施設 (自己用を含む)		m <sup>2</sup>	%	
	小 計			
公共施設				
	小 計			
公益施設				
	小 計			
その他				
	小 計			
合計			100	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区面積	m <sup>2</sup>	街区最長辺長	m
最大区画面積	m <sup>2</sup>	最小区画面積	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>
予定建築物	(例) 住宅	集会所	.....	その他	合計
区画数	(例) 120	2	.....	1	130

- (注) 1 営業用施設  
分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設。
- 2 公共施設  
計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。
- 3 公益的施設  
計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。
- 4 その他  
上記1～3に区分されない施設、未利用地。
- 5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 =$		%
--	--	---

#### 4 個別計画の明細

##### (1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要 (構造等)
河川改修	(河川・水路名)	(例) $L = \text{〇〇m}$ 、 $W = \text{〇〇m}$
防災施設	(調整池)	必要調整容量 $V = \text{〇〇〇m}^3$
	(砂防堰堤)	調整池容量 $V = \text{〇〇〇m}^3$
その他		

- (注) 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。  
 2 施設には符号を付す等により図面と対照しやすいようにすること。  
 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。  
 4 水理計算書を添付すること。  
 5 流出土砂量計算書を添付すること。  
 6 調整池容量計算書を添付すること (下流の流下能力の検討を含む)。

##### (2) 生活用水計画 (自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。)

計画給水区分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計画年次	年	(例) 分譲宅地 $\text{〇区画(戸)} \times \text{〇人} = \text{〇人}$	1人 $\times$ $\text{m}^3/\text{日}$ = =
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大 $1/\text{日}$ 平均 $1/\text{日}$		
1日当たり給水量	最大 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均 $\text{m}^3/\text{日}$		
時間最大給水量	$\text{m}^3/\text{時}$		

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

用途	区分	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水		m <sup>3</sup> /日	
原料用水			
製品処理及び洗浄用水			
冷却用水			
温調用水			
その他			
計			

(4) その他の用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備 考
水 道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		m <sup>3</sup> /日	
地 下 水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m <sup>3</sup> /日	
表 流 水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m <sup>3</sup> /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯水槽 給水管	

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

- (注) 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記入すること。  
2 4(1) 防災計画に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	〇〇道 〇〇～〇〇線
進入路								市(町)移管道 L=〇m
幹線道路								
支線道路								

- (注) 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L=200mの範囲で記載すること。  
2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- (注) 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。  
2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること。



(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説 明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

- (注) 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。  
2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符 号	施行区域	切 土	盛 土	残 土 不足土	残土・不足土の処理方法
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
計					

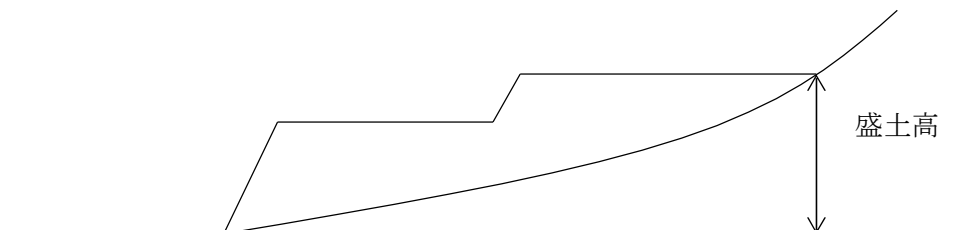
- (注) 1 土量計算書を添付すること。  
2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施行区域は適宜区分すること。  
3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

## 7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

### (1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法勾配	備 考
切 土			
盛 土			

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



### (2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規模及び構造

### (3) 地 盤

改良箇所	改良方法

## 8 公園計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

各公園の面積、出入り口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。

なお、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為であって、政令第25条第6号ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その理由を記載すること。

9 環境保全対策（開発区域の面積が1 ha 未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (m <sup>2</sup> )	本 (m <sup>2</sup> )
樹木の集団	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- (注) 1 樹木とは、高さが10m以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、m<sup>2</sup>とする。  
 2 樹木の集団とは、高さが5 m以上で、かつ、面積が300m<sup>2</sup>以上の健全な樹木の集団をいう。  
 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1 mを越える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m <sup>2</sup>
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000m<sup>2</sup>未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m <sup>2</sup>
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

## 10 工事中の災害防止等の計画

### (1) 土砂流出防止計画等

区 分	具体的な対策等
土砂流出・崩壊 防 止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
その他	

### (2) 施行管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。

11 施設完成後の管理計画等

	施設名	管理者	管理方法等
（自己用を含む） 営業用施設			
公共施設			
公益的施設			
その他			

- （注）
- 1 3 土地利用計画(1) 施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。
  - 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。

第 号  
年 月 日

様

国土交通省所管国有財産部局長  
又は公共施設の管理者

都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

1 従前の公共施設一覧表（付替をしない場合）

別紙(1)のとおり。

2 付替えに係る公共施設一覧表（付替をした場合）

別紙(2)のとおり。

3 その他（条件等）

- (注)
- 1 別紙には、付替をした場合と、付替しない場合のいずれか一つを添付すること。
  - 2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。
  - 3 開発許可申請のときに添付すること。

別 紙 (1)

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管理者 名称	所有者 の名称	摘 要
			延 長	幅 員 (管径)	面 積			
			m	m	m <sup>2</sup>			

(注) 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別 紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設			付替後にお ける従前の 公共施設用 地の帰属	摘 要
名 称	新旧対照図に 付した番号		土地所有者 の名称	名 称	新旧対照図に 付した番号		
		番号			地積		番号

(注) 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1)に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者となるべき者の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積		
		m	m	m <sup>2</sup>		

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)

- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。  
 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。  
 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要の欄に記入すること。



開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m <sup>2</sup>				

- (注) 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。  
 2 権利の種別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。  
 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。  
 4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

### 開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所  
氏名 様

権利者 住所  
氏名  
電話番号



わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	摘要

(注) 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

## 設計者の資格に関する申告書

静岡県知事 様

年 月 日

設計者 住 所  
氏 名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について申告します。

学歴	学校の名称	学部及び学科	所在地		修業年限
実務経歴	勤務先	所在地	職 名	在職期間（合計 年 月）	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積	許認可の番号及び 年月日
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第 19 条の該当資格			<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

- （注）
- 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
  - 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
  - 3 都市計画法施行規則第 19 条に規定する資格を証する書類を添えること。
  - 4 開発区域の面積が 20ha 以上の場合の設計経歴欄には、20ha 以上の開発行為に関する工事の経歴を記入すること。

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 }  
電話番号

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千円	事業税 千円			
主たる取引期間						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の年月日及び番	着工及び完了の年月
				m <sup>2</sup>	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

- (注) 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
  - (2) 財務諸表（直前の事業年度のもの）
  - (3) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。））

資金計画書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収    入	処分収入	
	宅地処分収入	
	補助負担金	
	計	
	支            出	用地費
工事費		
(内訳)		
整地工事費		
道路工事費		
排水施設工事費		
給水施設工事費		
防災工事費		
附帯工事費		
事務費		
借入金利息		
計		

(注) 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に ( ) 書すること。付帯工事にあつては、工事の種別（緑化費等）を区分して、それぞれについて記入すること。

## 2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事					
	事務費					
	借入金利息					
	借入金償還金					
	計					
出	自己資金					
	借入金					
	その他 (権利金、入会金等)					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	その他処分収入					
	補助費負担金					
	計					
借入金の借入先						

(注) 収入について、調達方法を裏づける書面(預金残高証明書、融資証明書等)の提出を求める場合があるので留意すること。

## 工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	
	電話番号	
工事施行者	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	
	電話番号	

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	事 務	技 術	労 務	計		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第 26 条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成工事等施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面 積	許認可年月日	完了年月
				m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

- (注) 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
  - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、履歴書）

### 開 発 行 為 許 可 審 査 表

申請日	年 月 日	市町	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土 木	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土地対策課	受付 年 月 日 第 号		
申請者氏名				開発行為地					
開発行為の目的									
区域区分		市街化・調整・非線引・準都計・都計, 準都計以外 用途( )		開発面積		m <sup>2</sup>			
				法第 34 条該当号					
予定建築物等				自己用・非自己用		自己居住用・自己業務用・非自己用			
設計者氏名		電話		手数料		円 (済・未納) (裏面の手数料欄中該当するものを○で囲み、手数料分の証紙が貼付されているか確認すること。)			
添 付 図 書	項 目		有無	項 目		有無	項 目		有無
	1 許可申請書			12 開発区域位置図			23 求積図		
	2 予備審査に対する措置状況			13 現況図			24 防災工事計画平面図		
	3 設計説明書			14 公図写			25 防災施設構造図		
	4 法第 3 2 条同意・協議書			15 開発区域区域図			26 構造計算書		
	5 権利者一覧表			16 土地利用計画図			27 安定計算書		
	6 開発行為の施行等の同意書			17 造成計画平面図			28 水理計算書		
	7 設計者の資格申告書			18 造成計画断面図			29 土地調査書・地盤改良計画書		
	8 申請者の資力信用申告書			19 排水施設計画平面図					
	9 資金計画書			20 給水施設計画平面図					
	10 工事施行者の能力申告書			21 がけの断面図					
11 土地の登記事項証明書			22 擁壁の断面図						
項目	審 査 経 過 、 指 示 事 項 、 意 見 等					指示月日	処理月日	補正日数	
法第 41 条による指定	有・無	内容					補正日数計 日		
備考		受理月日	施行月日	受理～施行日数	補正日数計	実処理日数	標準処理期間		
				日	日	日間	30 日間		



開発行為許可申請手数料（法第 29 条第 1 項又は第 2 項）

（単位 円）

開発行為の種類	開発区域の面積	手数料の額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha 未満	8,600
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	2 万 2,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	4 万 3,000
	0.6ha 以上 1 ha 未満	8 万 6,000
	1 ha 以上 3 ha 未満	13 万
	3 ha 以上～ 6 ha 未満	17 万
	6 ha 以上 10ha 未満	22 万
	10ha 以上	30 万
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha 未満	1 万 3,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	3 万
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	6 万 5,000
	0.6ha 以上 1 ha 未満	12 万
	1 ha 以上 3 ha 未満	20 万
	3 ha 以上～ 6 ha 未満	27 万
	6 ha 以上 10ha 未満	34 万
	10ha 以上	48 万
その他の開発行為	0.1ha 未満	8 万 6,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	13 万
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	19 万
	0.6ha 以上 1 ha 未満	26 万
	1 ha 以上 3 ha 未満	39 万
	3 ha 以上～ 6 ha 未満	51 万
	6 ha 以上 10ha 未満	66 万
	10ha 以上	87 万

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○○○ 印

都市計画法第 29 条の開発行為について（許可）

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 項の規定に基づき、下記により許可します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称、地番			
	2 開発行為の目的及び開発区域の面積			平方メートル
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施行者住所氏名			
	5 工事着手予定年月日		年 月 日	
	6 工事完了予定年月日		年 月 日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別			
	8 法第 34 条の該当号及び該当する理由	届出受付	年 月 日	第 号
	9 その他必要な事項			

許可に付した条件

## 工事完了届出書

年 月 日

静岡県知事 様

開発者 住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（許可年月日及び番号  
年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は  
工区に含まれる地域の名称

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

## 公共施設工事完了届出書

年 月 日

静岡県知事 様

開発者 住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（許可年月日及び番号  
年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発  
区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

### 開発行為に関する工事の完了検査結果書

許可番号	第 号	開発区域の 名 称	
許可年月日	年 月 日	着手 完了 年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	
工事施行者		検査立会人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認（再検査）			
手直工事（指示事項）完了 報告受付年月日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 現場検査・写真・その他（ ） 確認年月日 年 月 日		
備 考			

## 手直工事（指示事項）完了報告書

年 月 日

静岡県知事 様

開発者 住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

手直工事  
開発行為に関する }（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号  
指示事項  
）が下記のとおり完了しましたので、開発行為等事務処理要領第 9 (3) の規定に基づ  
き報告します。

### 記

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手直工事

4 指示事項

5 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

第 号  
年 月 日

交通基盤部土地対策課長 様

〇〇土木事務所長

手直工事（指示事項）完了検査の報告について

このことについて、下記事業に係る手直工事（指示事項）の完了を確認したので、開発行為等事務処理要領第 9 (4) の規定に基づき報告します。

記

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 開発者の住所及び氏名

3 開発行為の場所

4 工事施行者

5 手直工事

6 指示事項

7 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

8 検査年月日 年 月 日

## 開発行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

### 記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名



## 公共施設に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 印

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

### 記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が  
存する開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の  
住所及び氏名

### 開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日	市町	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土木 受付 年 月 日 送付 年 月 日	土 地 受付 年 月 日 送付 年 月 日	土 地 受付 年 月 日 送付 年 月 日	都 土 第 号 都 土 第 号
申請者の住所							
申請者の氏名							
開発行為の許可年月日、番号			年 月 日 第 号				
開発行為の目的							
開発区域に含まれる地域の名称							
建築制限の解除を申請する土地の区域							
図 書	1 土地利用計画図			2 建築物等の位置図、配置図			
	3 棟別一覧表			4 建築物等の図面（平面、立面等）			
棟 別 概 要							
棟	用 途	構 造	規 模			備 考	
			階 数	建築面積	延面積		
建築等の予定工期		着手 年 月 日 完了 年 月 日					
申請の理由							
建築等制限解除の適否の理由							

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

### 開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

#### 記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

ただし、公共施設の帰属を伴う場合は、工事が完了した旨の公告があるまでの間は、建築物等は使用してはならない。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

静岡県知事 様

届出者 住所 { 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 }  
電話番号

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事（許可年月日及び番号 年  
月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を  
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の  
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の  
廃止に係る地域の面積
- 4 工事の廃止の理由

### 開発行為工事廃止届受理審査表

申請日	年 月 日	市町	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土木	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土地 対策課	受付 年 月 日 第 号
届出者の住所							
届出者の氏名							
開発行為の許可年月日及び番号			年 月 日 第 号				
開発区域に含まれる地域の名称							
添 付 図 書	項 目	有無	項 目	有無			
	1 開発区域位置図		4 防災工事計画書				
	2 現況図		5 現況写真				
	3 公共施設機能回復計画書		6 工事施行写真				
棟 別 概 要							
工事着手年月日		年 月 日 ・ 未着手					
工事廃止年月日		年 月 日					
現地確認年月日		年 月 日 ・ 現地確認不要					
工事廃止の理由							
公共施設機能回復措置の内容及びその適否							
防災措置の内容及びその適否							

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○



開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった都市計画法第 38 条の規定に基づく開発行為  
に関する工事（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号）の廃止の  
届出書を受理したので通知します。

## 開発行為変更協議書

年 月 日

静岡県知事 ○○ ○○ 様

届出者 住所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり開発行為に関する設計を変更したいので、開発行為等事務処理要領第14(6)の規定により協議します。

変更に係る事項	
変更の理由	
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号

(注) 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

開発行為の設計の変更に関する協議について (通知)

年 月 日付で提出があった開発行為変更協議書について、協議が終了した旨通知  
します。

なお、都市計画法施行規則第 29 条の工事完了届出書若しくは公共施設工事完了届出書又  
は同法施行細則第 5 条の 5 の開発区域内における建築等制限解除申請書を提出する前に、  
同法第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けなければならない旨、申し添えます。



### 開発行為変更許可審査表

申請日	年 月 日	市町	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土 木	受付 年 月 日 送付 年 月 日	土地対策課	受付 年 月 日 第 号		
開発者氏名				開発行為地					
開発行為の目的									
区域区分		市街化・調整・非線引・準都計・ 都計, 準都計以外 用途( )		開発面積					
				法第 34 条該当号					
予定建築物等				自己用・非自己用		自己居住用・自己業務用・非自己用			
設計者氏名				手数料		円 (済・未納) (裏面の下欄に計算式を記載し、計算した金額に合う手数料分の証紙が貼付されているか確認すること。)			
変更の概要									
添付図書	項 目		有無	項 目		有無	項 目		有無
	1 変更許可申請書			11 開発区域位置図			21 擁壁の断面図		
	2 変更理由を記した書面			12 現況図			22 求積図		
	3 変更事項新旧対照表			13 公図写			23 防災工事計画平面図		
	4 設計説明書			14 開発区域区域図			24 防災施設構造図		
	5 法第 3 2 条同意・協議書			15 土地利用計画図			25 構造計算書		
	6 権利者一覧表			16 造成計画平面図			26 安定計算書		
	7 開発行為の施行等の同意書			17 造成計画断面図			27 水理計算書		
	8 資金計画書			18 排水施設計画平面図			28 土地調査書・地盤改良計画書		
	9 工事施行者の能力申告書			19 給水施設計画平面図					
	10 土地の登記事項証明書			20 がけの断面図					
項目	審査経過、指示事項、意見等					指示月日	処理月日	補正日数	
法第 41 条による指定	有・無	内容					補正日数計 日		
備考		受理月日	施行月日	受理～施行日数	補正日数計	実処理日数	標準処理期間		
				日	日	日	30日間		

開発行為変更許可申請手数料（法第 35 条の 2）

開発行為変更許可申請手数料（1 件につき。次の表（(1)から(3)）に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 87 万円を超えるときは、その手数料の額は 87 万円とする。）

変更の種類	金額
(1) 開発行為に関する設計の変更 （(2) のみに該当する場合を除く。）	下表の開発行為の種類及び開発区域の面積（(2) に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、それぞれ下表の金額の欄に掲げる額に 10 分の 1 を乗じて得た額
(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号から 4 号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域に係る下表に掲げる開発行為の種類及び開発区域の面積に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額
(3) その他の変更	1 万円

（単位 円）

開発行為の種類	開発区域の面積	手数料の額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0. 1ha 未満	8, 600
	0. 1ha 以上 0. 3ha 未満	2 万 2, 000
	0. 3ha 以上 0. 6ha 未満	4 万 3, 000
	0. 6ha 以上 1 ha 未満	8 万 6, 000
	1 ha 以上 3 ha 未満	13 万
	3 ha 以上～ 6 ha 未満	17 万
	6 ha 以上 10ha 未満	22 万
	10ha 以上	30 万
主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0. 1ha 未満	1 万 3, 000
	0. 1ha 以上 0. 3ha 未満	3 万
	0. 3ha 以上 0. 6ha 未満	6 万 5, 000
	0. 6ha 以上 1 ha 未満	12 万
	1 ha 以上 3 ha 未満	20 万
	3 ha 以上～ 6 ha 未満	27 万
	6 ha 以上 10ha 未満	34 万
	10ha 以上	48 万
その他の開発行為	0. 1ha 未満	8 万 6, 000
	0. 1ha 以上 0. 3ha 未満	13 万
	0. 3ha 以上 0. 6ha 未満	19 万
	0. 6ha 以上 1 ha 未満	26 万
	1 ha 以上 3 ha 未満	39 万
	3 ha 以上～ 6 ha 未満	51 万
	6 ha 以上 10ha 未満	66 万
	10ha 以上	87 万

計算式	手数料の額  円
-----	----------------

第 年 月 日 号

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

開発行為の変更について（許可）

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記により許可します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第 34 条の該当号及び該当する事項		
	その他必要な事項		

許可に付した条件

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定  
工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、  <span style="font-size: 1.2em;">（建築物 第一種特 定工作物）</span> の <span style="font-size: 1.2em;">（新 改 用途の変 更 新 築 築 設</span> の許可を申請します。                  年 月 日</p> <p>静岡県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 <span style="font-size: 1.2em;">（法人にあっては、その 主たる事務所の所在地）</span>                  氏名 <span style="font-size: 1.2em;">（法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名）</span>                  電話番号</p>	<p>※ 手数料欄</p>	
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途、規模、構造及び棟数	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	
※ 受付年月日及び番号		年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許可年月日及び番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。  
 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

## 敷 地 概 要 書

申請者の氏名	
設計者 (作成者) の氏名	
設計者 (作成者) の住所	
設計者 (作成者) の TEL	- (      ) -

土地	土地の現況等	地 目			権利の内容	面 積			
		公 簿	現 況			公 簿	m <sup>2</sup>	実 測	m <sup>2</sup>
地安盤令 盤全第 の改三三 良対六 策第条 の策一 第一号 項口 係	地盤の改良、擁壁の設置等  安全上必要な措置の要否	要	土地の状況	地盤の軟弱な土地	がけくずれ又は出水のおそれの多い土地	その他左に類する土地 (災害危険区域急傾斜地崩壊危険区域等)			
			上記土地に対する安全上必要な措置の方法						
		必要としない地盤の状況							
下令第 水の三三 排出六 等条第 第一 項号 係	下水の処理方法	汚 水			雨 水				
	排水施設の規模・構造	名称及び規模			構 造				
	放流先の状況・名称・管理者	放流先の状況 (放流先までの距離)		(      m)	名 称		管理者		
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯								
接令第 続三三 道条第 路一 建四 築基 準法 第 四 三 条 関 係	建築基準法第 42 条該当号	第 1 項 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号			名称及び位置の指定年月日等				
		第 2 項			必要な道路の後退線の距離				
	接続する位置・道路の幅員・管理者	敷地が接続する位置 (路地状敷地である場合はその距離)		敷地の側 (      m)	幅 員 (路地状敷地である場合はその幅員)		(      m)	管理者	
許可(承諾)等の手続の概要・経緯									
その他	他の法令等による許認可の有無及び手続の概要・経緯 (河川・道路の関係を除く。)								

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、都市計画法  
第 41 条第 2 項ただし書  
の規定により、下記のとおり許可します。  
第 42 条第 1 項ただし書

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
  
- 2 建築等をしようとする場所
  
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
  
- 4 許可の条件

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

市街化調整区域内における建築等について

このことについて、都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 建築等の場所

2 敷地面積

3 建築物等の用途  
（規模、構造、棟数）

4 該当号 都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号 { イ（法第 34 条第 号）  
該当  
ロ、ハ、ニ、ホ }

5 条 件

第 年 月 日  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

### 地位の承継の承認について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、都市計画法第45条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

#### 記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の居住の用に供するもの、  
自己の業務の用に供するもの、  
その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承認に付した条件



開 発 登 録 簿

市町名		番号	
-----	--	----	--

当 初 許 可	許可番号	第	号	承継承認番号	第	号		
	許可年月日	年	月	日	承継承認年月日	年	月	日
	許可を受けた者の住所及び氏名				承継人の住所及び氏名			
	工事施行者の住所及び氏名				区 域 等 地 域	市街化区域・市街化調整区域・区域区分が定められていない都市計画区域・準都市計画区域・都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域 用途地域（ ）		
	開発区域に含まれる地域及び面積	面積 m <sup>2</sup>						
	予定建築物等の用途				工 区	位 置	工区面積m <sup>2</sup>	変更工区面積m <sup>2</sup>
	法第 41 条の規定による制限の内容							
	工事予定期間							
	変 更 許 可	許可番号	第	号	第	号		
		許可年月日	年	月	日	年	月	日
変更の内容								
建 築 制 限 解 除	許可番号	第	号	第	号			
	許可年月日	年	月	日	年	月	日	
	建物概要							
工 事 完 了 検 査	検査済証番号	第	号	第	号	第	号	
	検査済証年月日	年	月	日	年	月	日	
	完了公告年月日	年	月	日	年	月	日	
	摘 要							
備 考								

農林漁業を営む者であることの証明書

氏 名	
住 所	
開発行為又は建築しようとする場所の所在、地番	

上記の者は、 業を営む者であることを証明します。

年 月 日

都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書

年 月 日

静岡県知事 ○○ ○○ 様

届出者 住 所 } 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、次のとおり土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は業務内容)	
土 地	2 所在及び地番	
	3 地 目	農地転用の許可 年月日及び番号      年 月 日 第 号
	4 面 積	m <sup>2</sup>
5	予定建築物等の用途	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利 (                      )
7	土 地 の 現 況	
※ 処 理 欄		

(注) ※印の欄には、記入しないこと。

5 欄の予定建築物等の用途の変更は認められませんので注意してください。

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

〇〇土木事務所長

開発行為予備審査依頼について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり依頼があったので、下記のとおり意見を付して送付します。

記

（注） 土木事務所長が「開発行為予備審査依頼書」を交通基盤部長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

〇〇土木事務所長

〇〇〇〇〇〇〇 申請 について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請（提出）があったので、下記のとおり意見を付して送付します。

記

（注） 土木事務所長が「開発行為許可申請書」、「開発区域内における建築等制限解除申請書」、「開発行為変更許可申請書」、「制限区域内における建築の許可申請書」、「予定建築物等以外の建築等の許可申請書」、「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書」又は「地位の承継の承認申請書」を交通基盤部長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

〇〇土木事務所長

〇〇〇〇〇〇届（報告、届出）について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出（報告）があったので送付します。

記

（注） 土木事務所長が「工事着手届」、「工程報告書」、「工事完了届出書」、「開発行為に関する工事の廃止の届出書」、「開発行為変更届」又は「地位の承継届出書」を交通基盤部長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

開発行為予備審査依頼について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり依頼があったので、送付します。

記

（注）市町長が「開発行為予備審査依頼書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

開発行為（変更）許可申請について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので、送付します。

（注） 市町長が「開発行為許可申請書」又は「開発行為変更許可申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。



第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

工事着手届  
工程報告 について  
地位の承継届

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出（報告）があったので送付します。

（注） 市町長が「工事着手届」、「工程報告書」又は「地位の承継届」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

### 工事完了届出書について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出があったので送付します。

なお、本届出に関わる本市（町）管理に係る公共施設に関する工事の検査状況を、参考までに、付記します。

#### 記

- 1 市町の管理に係る公共施設に関する工事の検査状況
  
- 2 市町の管理に帰属することとなる公共施設に関する工事の検査状況

- (注) 1 検査を実施している場合には、その旨及び結果を記載すること。  
2 検査を実施していない場合には、その旨及び予定を記載すること。  
3 検査を実施しない場合には、その旨及び理由を記載すること。  
4 市町長が「工事完了届出書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

### 建築等制限解除申請について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので、送付します。  
なお、本件申請に関わる本市（町）の管理に係る公共施設に関する工事の施行状況等を、参考までに、下記のとおり付記します。

#### 記

- 1 市町の管理に係る公共施設に関する工事の検査状況又は進捗状況
- 2 市町の管理に帰属することとなる公共施設に関する工事の検査状況又は進捗状況
- 3 その他

（注） 市町長が「建築等制限解除申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

安全上の措置に関する計画の承認申請について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり安全上の措置に関する計画書の提出があったので、下記のとおり意見を付して送付します。

記

（注）市町長が「安全上の措置に関する計画書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

開発行為に関する工事の廃止の届出について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出があったので送付します。

なお、本件開発行為に関する工事において施行された本市（町）の管理に係る公共施設に関する工事の施行状況等を、参考までに、下記のとおり付記します。

記

- 1 市町の管理に係る公共施設に関する工事の施行状況
- 2 工事の廃止に当たっての市町の指導事項
- 3 その他

（注） 市町長が「開発行為に関する工事の廃止の届出書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

制限区域内における建築の許可申請  
について  
予定建築物等以外の建築等の許可申請

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので、送付します。

（注） 市町長が「制限区域内における建築の許可申請書」又は「予定建築物等以外の建築等の許可申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇 町長 〇〇 〇〇

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は  
第一種特定工作物の新設許可申請について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので、送付します。  
なお、本申請について調査した結果等を、参考までに、下記のとおり付記します。

記

1 本申請に関する調査事項及びその内容

- (1) 政令第 36 条の許可基準適合性
  - ア 排水の方法等
  - イ 地盤の状況
  - ウ 政令第 36 条第 1 項第 3 号への該当
- (2) 敷地が接する道路の名称、幅員等
- (3) 排水先の河川等の名称、排水の支障の有無等
- (4) 都市計画施設の有無等
- (5) 他法令による許認可事項
- (6) その他

(注) 町長が「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

地位の承継の承認申請について

このことについて、〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので送付します。

(注) 市町長が「地位の承継の承認申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。



第 号  
年 月 日

静岡県〇〇土木事務所長 様

市町長

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの  
証明申請について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので送付します。  
なお、本申請について調査した結果等を、参考までに、下記のとおり付記します。

記

- 1 本申請に対する市町の指導事項
- 2 その他

（注） 市町長が「都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書」を  
土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県〇〇土木事務所長 様

町長

都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出があったので送付します。  
なお、本届出について調査した結果等を、参考までに、下記のとおり附記します。

記

- 1 開発行為の有無
- 2 その他

（注） 町長が「都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書」を土木事務所長に送付する場合に使用すること。

## 第4節 開発審査会付議等事務処理要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号又は同法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ホの規定に基づく静岡県開発審査会（以下「審査会」という。）への付議その他の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (付議依頼)

**第2条** 審査会への開発行為等（開発行為、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設をいう。以下同じ。）の付議は、原則として、事業予定者（法第34条第14号に該当する開発行為として法第29条第1項の許可を受けようとする者又は令第36条第1項第3号ホに該当する建築物の新築、改築若しくは用途の変更若しくは第1種特定工作物の新設として法第43条第1項の許可を受けようとする者をいう。以下同じ。）の依頼により行うものとする。

2 前項の依頼は、次に掲げる図書を当該依頼に係る土地を所管する町長及び土木事務所長を経由して交通基盤部長に提出する方法で行うものとする。なお、当該図書の提出部数は3部（正本1部、副本2部）とする。

(1) 付議依頼書（様式第1号）

(2) 静岡県開発審査会審議規程（以下「審議規程」という。）第3条第1項第2号から第8号までに掲げる図書

(3) 事業予定者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(4) 資金計画書（様式第2号）

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置等（新設、増設又は移転をいう。以下同じ。）を目的とした開発行為等にあつては、当該有料老人ホームの設置等について町長が承諾したことを証する書面、当該有料老人ホームが国の設置運営指針における基準に適合していることを健康福祉部が確認したことを証する書面及び当該有料老人ホームについて健康福祉部が交付した有料老人ホーム建設に係る市街化区域への立地困難等の証明書

(6) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供する施設の設置等を目的とした開発行為等にあつては、当該施設が大規模な流通業務施設であることについて、中部運輸局静岡運輸支局長が町長あてに認定したことを証する書面

### (関係機関への照会)

**第3条** 第2条第1項の依頼があつた開発行為等（以下「付議依頼案件」という。）が、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する施設の設置等を目的としたものである場合は、中部運輸局長に当該施設が大規模な流通業務施設であるかについて照会するものとする。

2 付議依頼案件が、技術先端型業種の工場等の用に供する施設の設置等を目的としたものである場合は、静岡県工業技術研究所又は工業技術支援センターに当該施設が技術先端型業種の工場等であるかについて照会するものとする。

3 付議依頼案件が、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設の設置等を目的としたものである場合は、当該介護老人保健施設について、健康福祉部に同法第94条第1

項の規定による開設の許可又は同法同条第2項の規定による許可の見込みを照会するものとする。

#### (付議等)

**第4条** 付議依頼案件が開発行為であるときは、当該開発行為の事業予定者に対し開発行為等事務処理要領第3に基づき開発行為予備審査を受けるよう指導するものとする。

2 付議依頼案件が、審議規程第2条第2項の規定に照らし、審査会へ付議することが適当である場合は、付議する旨の決定をし、審議規程第3条第1項第1号の付議書を作成するものとする。

3 前項の決定をしたときは、付議する旨を審査会へ連絡するとともに、付議する開発行為等の事業予定者に対し、様式第3号により、第2条第2項第1項から第5号までに掲げる図書の副本10部並びに審議規程第3条第1項第4号及び第6号に掲げる図書の副本28部を土地対策課に提出するよう依頼するものとする。

4 付議依頼案件が、審査会へ付議することが適当でない場合は、付議しない旨の決定をし、付議しないこととした開発行為等の事業予定者に対し、当該開発行為等に係る土地を所管する土木事務所長及び町長を経由して、その旨を様式第4号により通知するものとする。

5 第2項及び前項の決定に必要と認めるときは、付議依頼案件の事業予定者の立会いの上で、現地調査を行うものとする。

#### (結果通知)

**第5条** 審査会から開発行為等の審議の結果について通知があったときは、当該開発行為等の事業予定者に対し、当該開発行為等に係る土地を所管する土木事務所長及び町長を経由して、当該開発行為等の審査会の審議の結果を様式第5号又は様式第6号により通知するものとする。

#### (包括承認基準に適合する開発行為等の報告)

**第6条** 審査会が開催される旨の連絡があったときは、審議規程第7条第3項、審議規程第8条第1項及び審議規程第8条第2項の規定より審査会へ報告しなければならない開発行為等について、様式第7号から様式第9号による報告を土木事務所長に依頼するものとする。

#### (法第42条第1項の許可等に係る付議)

**第7条** 市街化調整区域に係る法第42条第1項ただし書きに規定する許可又は法第34条の2第1項、法第42条第2項若しくは法第43条第3項の協議について、審査会に意見を求めようとするときは、第2条から第5条までの規定を準用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 開発審査会付議事務処理要領（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 付 議 依 頼 書

年 月 日

静岡県知事 ○○ ○○ 様

依頼者 住 所 } 〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏 名 } 〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

(印)

電話番号

〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要であること。〕

下記の件について、開発審査会への付議を依頼します。

### 記

1 土地の所在地番													
2 土地の地目及び面積	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">宅 地</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="width: 20%;">その他</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>農 地</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>山 林</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	宅 地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	農 地	m <sup>2</sup>	合 計	m <sup>2</sup>	山 林	m <sup>2</sup>		
宅 地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>										
農 地	m <sup>2</sup>	合 計	m <sup>2</sup>										
山 林	m <sup>2</sup>												
3 建築物の用途、構造 及び規模	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">用 途</td> <td style="width: 20%;">構 造</td> <td style="width: 20%;">(</td> <td style="width: 20%;">造</td> <td style="width: 20%;">階建)</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td>延床面積</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </table>	用 途	構 造	(	造	階建)	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>			
用 途	構 造	(	造	階建)									
建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>										
4 都市計画法該当条項	<p style="text-align: center;">法 第 34 条 第 14 号 令 第 36 条 第 1 項 第 3 号 ホ</p>												
5 備考													

## 資 金 計 画 書

(単位：千円)

	科 目	金 額
収入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	小 計	
支出	用 地 費	
	造 成 費	
	建 築 費	
	建築附帯工事費	
	事 務 費	
	小 計	

第 号  
年 月 日

様

静岡県交通基盤部土地対策課長

静岡県開発審査会への付議に係る資料の提出について

年 月 日付けで開発審査会への付議依頼のあった開発行為（建築物の新築、建築物の改築、建築物の用途の変更、第1種特定工作物の新設）については、第 回静岡県開発審査会（年 月 日開催予定）に付議する予定です。

つきましては、下記により資料の提出をお願いします。

記

- |   |         |                                   |              |
|---|---------|-----------------------------------|--------------|
| 1 | 提出物及び部数 | 付議依頼書副本（添付図書を含む。）<br>位置図及び土地利用計画図 | 10 部<br>28 部 |
| 2 | 提出先     | 交通基盤部土地対策課                        |              |
| 3 | 提出期日    | 年 月 日                             |              |

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○

静岡県開発審査会への付議依頼について（回答）

年 月 日付けで開発審査会への付議依頼のあった開発行為（建築物の新築、建築物の改築、建築物の用途の変更、第1種特定工作物の新設）については、下記の理由により付議しないこととした旨、回答します。

従って、本件については、許可申請されても許可できませんので、念のため申し添えます。

記



第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○

第 回静岡県開発審査会の結果について（通知）

年 月 日付けで開発審査会への付議依頼のあった開発行為（建築物の新築、建築物の改築、建築物の用途の変更、第1種特定工作物の新設）は、第 回静岡県開発審査会に付議した結果、（下記の条件により）都市計画法第34条第14号（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ）の規定に該当するものと取り扱うことについて、支障がない旨議決されたので通知します。

なお、都市計画法第 条の許可申請書は、 経由で提出してください。

（記）

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○

第 回静岡県開発審査会の結果について（通知）

年 月 日付けで開発審査会への付議依頼のあった開発行為（建築物の新築、建築物の改築、建築物の用途の変更、第1種特定工作物の新設）について、第 回静岡県開発審査会に付議した結果、下記の理由により承認されなかったので通知します。

従って、本件については、許可申請されても許可できませんので、念のため申し添えます。

記

様式第7号(その1)(用紙 日本産業規格A4縦型)

包括承認基準に基づき許可した開発(建築)行為一覧表

年 月分 (土木事務所名) (単位:件)

区 分		法第29条 許 可	法第43条 許 可
包括承認基準1	既存建築物の建替え		
包括承認基準2	やむを得ない敷地の拡大		
包括承認基準3	農家等の分家住宅		
包括承認基準4	既存集落内の自己用専用住宅		
包括承認基準5	指定大規模既存集落制度		
包括承認基準6	農家分家等の自己用専用住宅の敷地面積の特例		
包括承認基準7	既存集落内の宅地の利用		
包括承認基準8	地域振興上必要な工場等の増設		
包括承認基準9	既存集落内の木造建築工事業等の作業所		
包括承認基準10	地区集会所その他法第29条第1項第3号に準ずる施設		
包括承認基準11	公共公益施設(社会福祉施設、医療施設、学校等)		
包括承認基準12	診療所又は助産所併用住宅		
包括承認基準13	日用品店舗等併用住宅		
包括承認基準14	既存建築物の用途(使用主体の属性)の変更		
包括承認基準15	収用対象事業の施行による移転		
包括承認基準16	収用移転に伴う残地の利用		
包括承認基準17	災害危険区域等に存する建築物の移転		
包括承認基準18	災害等による移転等		
包括承認基準19	既存宅地の確認を受けた土地		
包括承認基準20	土地利用対策委員会の承認を受けた土地		
包括承認基準21	線引前の優良宅地の認定地		
包括承認基準22	旧住宅地造成事業に関する法律に基づき完了した土地の再開発		
包括承認基準23	市街化調整区域で国又は県等が開発を行った土地等での建築行為		
包括承認基準24	必要最小限不可欠な附属建築物		
包括承認基準25	建築基準法第51条に規定するその他の処理施設		
包括承認基準26	中山間地域の地域振興施設		
包括承認基準27	地域経済牽引事業の用に供する施設		
包括承認基準28	静岡県農林漁家民宿への用途変更		
	計		

様式第7号(その2)(用紙 日本産業規格A4縦型)

法第29条(法第34条第14号該当)許可一覧表

年

月分

(土木事務所名)

受付年月日	申請者	住所	開発区域に含まれる地域の名称・地番		包括承認基準名
許可年月日					併用する包括承認基準名
番号		氏名	開発区域の面積		建築物等の用途
	建築面積計		延床面積計	備考(棟数、区画数、特記事項等)	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

様式第7号(その3)(用紙 日本産業規格A4縦型)

法第43条(令第36条第1項第3号ホ該当)許可一覧表

年

月分

(土木事務所名)

受付年月日	申請者	住所	建築等の場所		包括承認基準名
許可年月日					併用する包括承認基準名
番号		氏名	敷地面積		建築物等の用途
			建築面積計	延床面積計	備考(棟数、区画数、特記事項等)
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

様式第8号(その1)(用紙 日本産業規格A4縦型)

法第34条の2第1項(法第34条第1～13号以外)協議成立一覧表

年 月分 (土木事務所名)

受付年月日	協議者	主たる事務所の所在地	開発区域に含まれる地域の名称・地番		立地を認めた理由
協議成立年月日			開発区域の面積		
番号		名称及び代表者の氏名	建築面積計	延床面積計	建築物等の用途 備考(棟数、区画数、特記事項等)
			第 号		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

様式第8号(その2)(用紙 日本産業規格A4縦型)

法第43条第3項(令第36条第1項第3号イ～ニ以外)協議成立一覧表

年 月分 (土木事務所名)

受付年月日	協議者	主たる事務所の所在地	建築等の場所		立地を認めた理由
協議成立年月日			敷地面積		
番号		名称及び代表者の氏名	建築面積計	延床面積計	建築物等の用途 備考(棟数、区画数、特記事項等)
			第 号		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

様式第9号(その1)(用紙 日本産業規格A4縦型)

法第29条第1項(他法令による都市計画法の特例)許可一覧表

年 月分 (土木事務所名)

受付年月日	申請者	住所	開発区域に含まれる地域の名称・地番		該当法律名・条項等
許可年月日			開発区域の面積		建築物等の用途
番号	氏名		建築面積計	延床面積計	備考(棟数、区画数、特記事項等)
			第 号		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第 号			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	



様式第9号(その3)(用紙 日本産業規格A4縦型)

法第43条第1項(他法令による都市計画法の特例)許可一覧表

年

月分

(土木事務所名)

受付年月日	申請者	住所	建築等の場所		該当法律名・条項等
許可年月日			敷地面積		建築物等の用途
番号	氏名		建築面積計	延床面積計	備考(棟数、区画数、特記事項等)
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
第号				m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

## 第5節 開発行為協議等事務処理要領

### (趣旨)

第1 この要領は、静岡県が行う都市計画法（昭和43年法律第100号）第3章第1節に係る開発許可制度の事務処理のうち、同法第34条の2に規定する国又は都道府県等との協議等について、関係法令及び関係通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (関係法令の略称)

第2 この要綱において、都市計画法、同法施行令（昭和44年政令第158号）、同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）及び都市計画法施行細則（昭和45年静岡県規則第48号）を、それぞれ法、政令、省令及び細則という。

### (開発行為の協議)

第3 法第34条の2の協議は、次により行うものとする。

(1) 開発行為協議書（様式第1号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 設計説明書（様式第2号）

イ 公共施設の管理者の同意及び協議書（様式第3号及び第4号）

ウ 開発区域内権利者一覧表（様式第5号）

エ 資金計画書（様式第6号）（自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。なお、国、県等にあつては、予算書の写しを添付すること。）

オ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

カ 設計図書（作成要領は別表1）

キ 工事施行者決定届（様式第7号）（工事施行者が未定の場合は、工事着手届を提出する際に提出すること。）

ク 地区計画又は集落地区計画（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限る。）が定められている場合は、その計画図及び計画書の写し

ケ 設計者の資格に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するもので、同法第13条第2項及び第31条第2項の規定により同法施行令で定めるものの工事を行う場合は、開発区域の面積に関わらず、別途、同法施行令第22条に掲げる資格を有する者であることを証する書類を添付

(2) 申請書の審査は、開発行為審査表（様式第8号）により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為審査表を添えて決裁を受け、様式第9号により当該協議をした者に同意した旨の通知を行うものとする。

この通知は、協議済印を押した申請図書に添えて行うものとする。

また、当該開発区域を所管する市町に協議済印を押した申請図書を送付するものとする。

(4) 協議を成立させるに際して付す条件は、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

ア 開発行為の着手前に工事施行者決定届及び工程表を添えた工事着手届を提出すること。

イ 標識を工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで工事現場の見やすい場所に掲示すること。

ウ 防災施設に関する工事を先行させ、工事施行中の防災措置を十分行うこと。

エ 第8により写真の整備を行うこと。

オ 盛土の施工は、政令第28条第4号の規定を遵守すること。

カ 擁壁は、基礎地盤の支持力等が設計条件を満足することを確認した上、施工すること。

キ 切土又は掘削の結果、当該箇所の土質が地質調査等から想定したものと著しく異なる場合は、速やかに対策を講じること。

ク 工事を廃止する場合には、あらかじめ廃止に伴い必要となる安全上の措置に関する計画書（工事により損なわれた公共施設の機能の回復や防災上必要な措置等）を作成し、承認を受けた上、安全上の措置を講じること。

ケ その他都市計画上必要と認められる事項

#### **(開発行為の協議の技術的基準)**

第4 開発行為の協議に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、原則として別に定める「都市計画法における開発行為等の手引き（技術基準）」によるものとする。

#### **(工事着手届等)**

第5 第3(4)アによる工事着手届（様式第10号）及び工程表（様式第11号）は、当該開発区域を所管する土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

また、届出書を受理した場合は、当該開発区域を所管する市町に受付印を押した届出書類を送付するものとする。

#### **(標識)**

第6 第3(4)イによる標識は、様式第12号によるものとする。

#### **(工程報告)**

第7 知事が必要があると認めて指定した工事の工程に達した場合の報告書は、当該開発

区域を所管する土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

#### (写真の整備)

第8 法第34条の2の規定による知事との協議が成立した者（法第44条又は法第45条の規定による地位の承継があったときは、承継した者。以下「開発者」という。）が行う写真の整備は、別に定める「写真の整備について」によるものとする。

#### (工事の完了検査)

第9 法第36条の規定による検査等は、次により行うものとする。

(1) 省令第29条の工事完了届出書（様式第13号）又は公共施設工事完了届出書（様式第14号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 協議成立（許可）に係る造成計画平面図

ウ 防災施設の出来形図（協議成立に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）

エ 擁壁の出来形図（協議成立に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）

オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。）（宅地分譲に限る。）

カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）

キ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）

ク 実質工程表

ケ 品質管理表

コ 最終の協議の内容について同意した旨の通知の写し

(2) 完了検査は、関係機関及び開発者の立会いの上で、別に定める「開発行為に関する工事検査要領」により行うものとし、検査の結果を開発行為に関する工事の完了検査結果書（様式第15号）にとりまとめておくものとする。

(3) 検査の結果、開発者に手直工事等の指示をした場合における手直工事（指示事項）完了報告書（様式第16号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 手直工事箇所的位置図（造成計画平面図を利用すること。）

イ 工事前及び工事完了後の写真

(4) 手直工事については、再検査を行うものとする。なお、写真で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

また、土地対策課が検査した工事で再検査を土木事務所で行う場合は、再検査の結果を様式第 17 号により、土地対策課長に報告するものとする。

- (5) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が成立した当該協議の内容に適合していると認めるときは、開発行為に関する工事の完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に省令第 30 条に規定する開発行為に関する工事の検査済証（様式第 18 号）又は公共施設に関する工事の検査済証（様式第 19 号）を交付するものとする。

なお、検査済証の交付前に、公共施設の管理者となるべき者の検査状況及び公共施設の敷地の帰属手続の状況を確認するなど、的確に市町等への財産帰属がなされるよう留意するものとする。

- (6) 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するものとする。この公告は、静岡県公報に登載して行う。

土木事務所において検査済証を交付したときは、土地対策課あて公告登載の依頼をし、土地対策課は公告登載の手続きを行うものとする。依頼に当たっては、参考までに、開発行為の目的（宅地分譲、工場施設の造成等）及びその規模を附記するものとする。

#### （建築等の制限解除）

第 10 法第 37 条第 1 号の規定による制限の解除は、次により行うものとする。

- (1) 細則第 5 条の 5 の開発区域内における建築等制限解除申請書（細則様式第 3 号の 4）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50,000 以上）

イ 協議成立（許可）に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図、配置図

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺 1 / 200 以上）

オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面

カ 防災施設の出来形図（協議成立に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）

キ 擁壁の出来形図（協議成立に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。）

ク 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）

ケ 工事の施行状況が確認できる写真（第 8 により整備したもの。）

コ 建築工事工程表

サ 品質管理表

(2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表（様式第 21 号）により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査は、第 9 (2)、(3) 及び(4)に準じ行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添えて決裁を受け、様式第 22 号により当該申請をした者に解除の通知を行うものとする。  
この通知は、制限解除印を押した申請図書を添えて、行うものとする。

#### **(建築等の制限解除の基準)**

第 11 法第 37 条第 1 号の規定による制限の解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が成立した協議の内容どおり行われる見通しのある場合に行うものとする。

なお、公共施設に関する工事が完了していないものについては、行わないものとする。ただし、施行上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に完了すると認められるものはこの限りでない。

ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。

イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。

ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと、工事に著しい手戻りを生ずるもの。

エ その他特に必要があると認められるもの。

#### **(工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置に関する計画の承認)**

第 12 第 3 (4) クの承認は、次により行うものとする。

(1) 安全上の措置に関する計画書（様式第 23 号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50,000 以上）

イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面（工事に着手した場合に限る。）

ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面（工事に着手した場合に限る。）

エ 現況写真

オ その他(廃止に当たって市町が指導した事項がある場合は、それを記載したもの。)

(2) 安全上の措置に関する計画を承認した場合は、当該開発区域を所管する市町に承認印を押した安全上の措置に関する計画書を送付するものとする。

#### **(工事廃止の届出)**

第 13 法第 38 条の規定による届出の受理は、次により行うものとする。

(1) 省令第 32 条の開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式第 24 号）は、次に掲げ

る図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50,000 以上）

イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺は 1 / 1,000 以上（開発区域の面積が、20ha 以上のものにあつては、縮尺 1 / 3,000 以上）とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。）

ウ 承認を受けた安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図（承認を受けた防災施設構造図等に計画値と出来形を対照としたもの。）（工事に着手した場合に限る。）

エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要等の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）（工事に着手した場合に限る。）

オ 現況写真

カ 工事の施行状況が確認できる写真（第 8 により整備したもの。）（工事に着手した場合に限る。）

キ 品質管理表（工事に着手した場合に限る。）

(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表（様式第 25 号）により行うものとし、工事に着手したものにあっては、第 12 において承認を受けた安全上の措置に関する計画書（工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置等）に基づき現地の確認を行うものとする。この現地確認は、第 9 (2)、(3)及び(4)に準じ行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 26 号により当該届出をした者に受理の通知を行うものとする。

#### （開発行為の変更の協議等）

第 14 法第 35 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定による開発行為の変更の協議等に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 開発行為変更協議書（様式第 27 号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。）

ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第 3 (1)に準ずる。）

(2) 申請書の審査は、開発行為変更協議審査表（様式第 28 号）により行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為変更協議審査表を添えて決裁を受け、様式第 29 号により開発者に協議のあったことについて同意した旨の通知を行うものとする。

この通知は、協議済印を押した申請図書に添えて行うものとする。  
また、当該開発区域を所管する市町に協議済印を押した申請図書を送付するものとする。

- (4) 細則第5条の4の開発行為変更届（細則様式第3号の3）は、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

#### （建ぺい率等の指定）

第15 法第41条第1項の制限は、建築安全推進課に合議の上、定めるものとする。

#### （建築等の許可）

第16 法第41条第2項ただし書及び法第42条第1項ただし書の規定による許可は、次により行うものとする。

- (1) 細則第6条の許可申請書（細則様式第4号）は、次に掲げる図書を添えて、申請に係る土地を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）

イ 許可（協議成立）に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の位置図及び配置図（縮尺1/500以上）

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1/250以上）

オ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面

- (2) 細則第7条の許可申請書（細則様式第5号）は、前項アからオに掲げる図書のほか、市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合にあっては、法第29条第1項第2号若しくは第3号、第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号又は第34条各号のいずれかに該当する理由等を示す書面を添えて、申請に係る土地を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

- (3) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第33号により当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

#### （建築等の協議）

第17 法第42条第2項及び法第43条第3項の協議は、次により行うものとする。

- (1) 法第42条第2項の協議については、予定建築物等以外の建築等の協議書（様式第34号）を、第16(1)のアからオに掲げる図書のほか、市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合にあっては、法第29条第1項第2号若しくは第3号、第43条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号、又は第34条各号のいずれかに相当する理由等を示す書面を添えて、申請に係る土地を所管す



る土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

(2) 法第 43 条第 3 項の協議については、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書（様式第 35 号）を、次に掲げる図書を添えて、申請に係る土地を所管する土木事務所長に提出するものとする。

添付順序	図書の名称	備考
1	政令第 36 条第 1 項第 3 号を適用した場合に同号に規定された事項に該当する理由を示す書面	地区計画又は集落地区計画（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限る。）が定められている場合は、その計画図及び計画書の写しを添付すること。
2	敷地概要書	様式第 36 号
3	位置図（縮尺 1/2,500 以上）	次の事項を明示すること。 ・方位 ・敷地の位置、形状
4	敷地現況図（縮尺 1/250 以上）	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置
5	公図写し	敷地及びその周辺を明示すること。
6	配置図 （横断図を含む。）（縮尺 1/250 以上）	次の事項を明示すること。 ・敷地の境界 ・敷地周辺の公共施設 ・予定建築物等の位置 ・がけ及び擁壁の位置 ・横断図は 2 方向以上とし、現況断面、計画断面、道路、水路及び予定建築物等を明示する。 ・排水施設の位置、種類、形状 ・水の流れの方向 ・吐口の位置、放流先の名称
7	敷地求積図（縮尺 1/250 以上）	
8	建築物等の平面図（縮尺 1/250 以上）	建築物等の構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）
9	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	
10	土地の使用承諾の状況を記載した書面	
11	現況写真（手札判程度）	次の事項がわかるもの ・敷地の現況 ・取付ける公道の現況 ・敷地が公道に接する部分 ・放流先河川の現況 ・がけ及び擁壁の現況

(3) 審査が終了したときは、決裁を受け、法第 42 条第 2 項の協議の場合は様式第 37 号により、法第 43 条第 3 項の協議の場合は様式第 38 号により、当該協議をした者に同意した旨の通知を行うものとする。

この通知は、協議済印を押した申請図書に添えて行うものとする。

また、建築等を行う土地が存する区域を所管する市町に協議済印を押した申請図書を送付するものとする。

#### (地位の承継届)

第 18 静岡県開発行為等の規制に関する条例（平成 17 年静岡県条例第 32 号）第 9 条の規定による届出は、細則第 8 条の地位の承継届（細則様式第 6 号）及び承継を証する書面を当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

#### (地位の承継の承認)

第 19 法第 45 条の承認は、次により行うものとする。ただし、承継者が法第 34 条の 2 の都道府県等以外の者である場合は、別に定める開発行為等事務処理要領によるものとする。

(1) 細則第 9 条の地位の承継の承認申請書（細則様式第 7 号）は、次に掲げる図書を添えて、当該開発区域を所管する市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。

ア 開発区域内権利者一覧表（様式第 5 号）

イ 資金計画書（様式第 6 号）（自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ha 未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。なお、国、県等にあつては、予算書の写しを添付すること。）

ウ 工事の施行状況を示す書面

エ 地位の承継に関する承諾書（様式第 41 号）

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、様式第 42 号により当該申請をした者に承認の通知をするものとする。

なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第 12 に定める工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置（公共施設の機能の回復や防災上必要な措置等）が必要と認められる場合には、当該申請をした者が当該措置を施行する意思を有していることを書面により確認するものとする。

#### (開発登録簿の調製)

第 20 法第 46 条の規定による開発登録簿の調製及び保管並びに法第 47 条第 5 項の規定による写しの交付は、別に定める開発行為等事務処理要領中「開発登録簿の調製」において定めるところにより行うものとする。この場合、「開発許可したとき」とあるのを

「開発行為の協議が成立したとき」に、「変更許可」とあるのを「変更協議の成立」に読み替えるものとし、同要領で定める開発登録簿の様式は、様式第 43 号によるものとする。

#### (各種申請書等の提出部数)

第 21 この要領に定めるところによる申請書等の提出部数は、本庁決裁又は土木事務所決裁（別表 3 参照）の区分により、別表 2 に定めるものとする。

なお、県が開発許可権限を有する区域内において、2 以上の市町に開発区域等がまたがる場合は、別表 2 に定める部数に開発区域等の存する市町の数から 1 を引いた数の副本を加えるものとする。

#### (各種申請書等の経由)

第 22 この要領に定めるところによる申請書等の経由に関しては、次により行うものとする。

(1) 土木事務所決裁のものについては、第 3 (1)、第 5、第 7、第 12(1)、第 14(1)及び第 17(1)中「土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。」とあるのは「土木事務所長に提出するものとする。」と、第 9 (1)及び(3)、第 10(1)、第 13(1)、第 14 (4)、第 16(1)及び(2)、第 18 並びに第 19(1)中「市町長及び土木事務所長を経由して、交通基盤部長に提出するものとする。」とあるのは「市町長を経由して、土木事務所長に提出するものとする。」と読み替えるものとする。

(2) 申請書等の経由に際しては、土木事務所長は意見等を付すものとする（様式第 44 号～様式第 52 号を参照すること。）。

#### 附 則

1 この要領は、平成 19 年 11 月 30 日から実施する。

#### 附 則（平成 22 年 3 月 23 日都土第 222 号）

1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。  
2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。

#### 附 則（令和 2 年 3 月 26 日都土第 183 号）

1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。  
2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。  
3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日都土第 223 号）

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日都土第 208 号）

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この改正前に従前の要領により提出されている申請書等は、改正後の要領に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 1

## 設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域位置図	1/50,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>地形</li> <li>開発区域の位置</li> <li>開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称</li> <li>放流先河川の位置及び名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院の地形図を準備すること</li> </ul>
2	現況図	1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界</li> <li>標高差を示す等高線（2 mの標高差を示すものであること。）</li> <li>植生区分</li> <li>建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状</li> <li>開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状</li> <li>道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員</li> <li>樹木及び樹木の集団の位置（政令第28条の2第1号参照）</li> <li>切土又は盛土を行う部分の表土の位置（政令第28条の2第2号参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ha以上のもののみ</li> <li>1 ha以上のもののみ</li> </ul>
3	公図写	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界</li> <li>市町の区域内の町又は字の境界</li> <li>土地の地番及び形状</li> <li>開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域周辺も適宜表示すること</li> <li>公共用地は次によりうすく着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒</li> </ul>
4	開発区域区域図	1/3,000以上	開発区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用計画図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域及び工区の境界</li> <li>主要構造物の標高</li> <li>公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置</li> <li>開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員</li> <li>表面水の流れ方向</li> <li>排水施設の位置、形状及び水の流れの方向</li> <li>都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>消防水利の位置及び形状</li> <li>調整池の位置及び形状、調整容量 (多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分)</li> </ul>	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川その他の公共施設の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び面積</li> <li>・敷地に係る予定建築物等の用途、規模、構造</li> <li>・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>・緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>・法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配</li> <li>・擁壁の位置及び種類</li> </ul>	
6	造成計画 平面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>・擁壁の位置、種類及び高さ</li> <li>・法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配</li> <li>・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・等高線は細線で表示すること</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。</li> </ul>
7	造成計画 断面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>・計画地盤高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤</li> </ul>
8	排水施設 計画平面図	1/600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・排水区域の区域界</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称</li> <li>・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>・配水管の勾配及び管径</li> <li>・人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>・水の流れの方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>・法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状</li> </ul>	
9	給水施設 計画平面図	1/600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・給水施設の位置、形状、内のり寸法</li> <li>・取水方法</li> <li>・消火栓の位置</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。</li> </ul>

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
10	がけの断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>・小段の位置及び幅</li> <li>・石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土・盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ及び自然がけについて作成すること。</li> <li>・擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。</li> </ul>
11	擁壁の断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法</li> <li>・鉄筋の位置及び径</li> <li>・水抜き穴の材料、寸法及び位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配筋図を含む</li> </ul>
12	求積図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積</li> </ul>	
12	防災工事計画平面図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・開発区域及び工区の境界</li> <li>・標高差を示す等高線</li> <li>・計画道路線</li> <li>・防災施設の位置、形状、寸法及び種類</li> <li>・段切位置</li> <li>・表土除去位置</li> <li>・へドロ除去位置、除去深さ</li> <li>・工事中の雨水排水経路</li> <li>・防災施設の設置時期及び機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること</li> </ul>
14	防災施設構造図	1/100以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造</li> </ul>	
15	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算</li> </ul>	
16	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁で保護しないがけの安定計算等</li> </ul>	
17	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流先河川又は水路の流下能力</li> <li>・開発区域内排水施設の排水能力</li> <li>・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等</li> </ul>	
18	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質の状況</li> <li>・地盤改良の計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軟弱地盤等を含む場合に添付すること</li> </ul>

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
19	その他知事が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設新旧対照図 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。</li> <li>・ 道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 法第32条協議の結果、市町等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること</li> <li>・ その他審査上特に必要と認める図書</li> </ul>	

#### 注意事項

- 1 申請図書はA 4判に製本すること。
- 2 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限度とする。）。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 3 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 4 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。



## 別表 2

## 開発行為協議申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数				備考 (要領)
		本庁決裁		事務所決裁		
		正	副	正	副	
1	開発行為協議申請書	1	3	1	2	第 3
2	工事着手届	1	2	1	1	第 5
3	工程報告書	1	2	1	1	第 7
4	工事完了届・公共施設工事完了届出書	1	2	1	1	第 9
5	手直工事（指示事項）完了報告書	1	2	1	1	第 9
6	開発区域内における建築等制限解除申請書	1	3	1	2	第 10
7	安全上の措置に関する計画書	1	2	1	1	第 12
8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1	2	1	1	第 13
9	開発行為変更協議申請書	1	3	1	2	第 14
10	開発行為変更届	1	2	1	1	
11	制限区域内における建築の許可申請書	1	3	1	2	第 16
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	1	3	1	2	
13	予定建築物等以外の建築等の協議申請書	1	3	1	2	第 17
14	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議申請書	1	3	1	2	
15	地位の継承届	1	2	1	1	第 18
16	地位の承継の承認申請書	1	2	1	1	第 19

※ 県が開発許可権限を有する区域内において、2以上の市町に開発区域等がまたがる場合は、別表 2 に定める部数に開発区域等の存する市町の数から 1 を引いた数の副本を加えるものとする。

別表 3

## 土木事務所において決裁が成されるもの

事項	区域区分	面積等	備考
法第34条の2の規定による開発行為の協議の同意 (高度利用地区、特定街区を除く)	市街化区域	20,000㎡未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第35条の2の変更協議の同意</li> <li>・法第35条の2の変更届の受理</li> <li>・法第36条の完了検査</li> <li>・法第37条の制限解除</li> <li>・法第38条の工事廃止届の受理</li> <li>・法第41条の建築許可</li> <li>・法第42条の建築等の協議の同意</li> <li>・法第44条の地位承継届の受理</li> <li>・法第45条の地位承継の承認</li> <li>・法第46条の開発登録簿の調製</li> <li>・法第47条の登録簿写しの交付</li> <li>・法第80, 81, 82条の監督処分等</li> </ul> (上記のものを含む。)
	市街化調整区域	法第34条を適用した場合に ・同条第1号から第14号に規定される建築物等に該当することとなるもののうち、20,000㎡未満のもの(同条第14号に該当することとなるもののうち、開発審査会の議を経るものに該当することとなるものについては、土地対策課と協議すること。)	
	区域区分が定められていない都市計画区域	20,000㎡未満	
	準都市計画区域	20,000㎡未満	
	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域	20,000㎡未満	
法第43条の規定による建築等の協議の同意	市街化調整区域	政令第36条第1項第3号を適用した場合に ・同号イ又はハからホに該当することとなるもの(同号ホに該当することとなるもののうち、開発審査会の議を経るものに該当することとなるものについては、土地対策課と協議すること。)	

## 要領様式内容

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第1号	開発行為協議申請書	
第2号	設計説明書	
第3号	都市計画法第32条の規定に基づく同意	
第4号	新設する公共施設一覧表	
第5号	開発区域内権利者一覧表	
第6号	資金計画書	
第7号	工事施行者決定届	
第8号	開発行為審査表	
第9号	都市計画法第34条の2の開発行為について（同意）	
第10号	工事着手届	
第11号	工程表	
第12号	標識	
第13号	工事完了届出書	省令別記様式第四
第14号	公共施設工事完了届出書	省令別記様式第五
第15号	開発行為に関する工事の完了検査結果書	
第16号	手直工事（指示事項）完了報告書	
第17号	手直工事（指示事項）完了検査の報告について	
第18号	開発行為に関する工事の検査済証	省令別記様式第六
第19号	公共施設に関する工事の検査済証	省令別記様式第七
第20号	（削除）	
第21号	開発区域内における建築等制限解除審査表	
第22号	開発区域内における建築等の制限解除について	
第23号	安全上の措置に関する計画書	
第24号	開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第八
第25号	開発行為工事廃止届受理審査表	
第26号	開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について	
第27号	開発行為変更協議申請書	
第28号	開発行為変更協議審査表	
第29号	開発行為の変更について（同意）	
第30号	（削除）	
第31号	（削除）	
第32号	（削除）	
第33号	開発区域内における建築等の許可について	
第34号	予定建築物等以外の建築等の協議申請書	
第35号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申請書	
第36号	敷地概要書	
第37号	開発区域内における建築等の同意について	
第38号	市街化調整区域における建築等の同意について	
第39号	（削除）	
第40号	（削除）	
第41号	地位の承継に関する承諾書	
第42号	地位の承継の承認について	
第43号	開発登録簿	
第44号	〇〇〇〇〇〇申請について（本庁への送付文）	
第45号	〇〇〇〇〇〇届（報告、届出）について（本庁への送付文）	

様式番号	名 称	様式を定める根拠規定
第 46 号	安全上の措置に関する計画書について（本庁への送付文）	
第 47 号	地位の承継届について（土木事務所等への送付文）	
第 48 号	工事完了届について（土木事務所等への送付文）	
第 49 号	建築等制限解除申請について（土木事務所等への送付文）	
第 50 号	公共施設に関する工事の廃止の届出について（土木事務所等への送付文）	
第 51 号	制限区域内における許可申請 予定建築物以外の建築等の許可申請について	
第 52 号	地位の承継の承認申請について（土木事務所等への送付文）	

## 申請書等添付書類一覧

区 分	添 付 図 書
1 開発行為協議書（様式第1号）	<p>ア 設計説明書（様式第2号）</p> <p>イ 公共施設の管理者の同意及び協議書（様式第3号及び第4号）</p> <p>ウ 開発区域内権利者一覧表（様式第5号）</p> <p>エ 資金計画書（様式第6号）（自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。なお、国、県等にあつては、予算書の写しを添付すること。）</p> <p>オ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）</p> <p>カ 設計図書（作成要領は別表1）</p> <p>① 開発区域位置図      ② 現況図      ③ 公図写</p> <p>④ 開発区域区域図      ⑤ 土地利用計画図      ⑥ 造成計画平面図</p> <p>⑦ 造成計画断面図      ⑧ 排水施設計画平面図</p> <p>⑨ 給水施設計画平面図 ⑩ がけの断面図      ⑪ 擁壁の断面図</p> <p>⑫ 求積図      ⑬ 防災工事計画平面図      ⑭ 防災施設構造図</p> <p>⑮ 構造計算書      ⑯ 安定計算書      ⑰ 水理計算書</p> <p>⑱ 土地調査書及び地盤改良計画図書</p> <p>⑲ その他知事が必要と認める図書</p> <p>キ 工事施行者決定届（様式第7号）（工事施行者が未定の場合は、工事着手届を提出する際に提出すること。）</p> <p>ク 地区計画又は集落地区計画（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限る。）が定められている場合は、その計画図及び計画書の写し</p> <p>ケ 設計者の資格に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するもので、同法第13条第2項及び第31条第2項の規定により同法施行令で定めるものの工事を行う場合は、開発区域の面積に関わらず、別途、同法施行令第22条に掲げる資格を有する者であることを証する書類を添付</p>
2 工事着手届（様式第10号）	工程表（様式第11号）
3 工程報告書	
4 工事完了届出書 （様式第13号） 公共施設工事完了届出書 （様式第14号）	<p>ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上）</p> <p>イ 協議成立に係る造成計画平面図</p> <p>ウ 防災施設の出来形図（協議成立に係る防災施設構造図に計画値と出来形を対照したもの。）</p> <p>エ 擁壁の出来形図（協議成立に係る擁壁の断面図に計画値と出来形を対照したもの。）</p> <p>オ 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。）（宅地分譲に限る。）</p> <p>カ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）</p> <p>キ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）</p> <p>ク 実質工程表</p> <p>ケ 品質管理表</p> <p>コ 最終の協議に対して同意した旨の通知の写し</p>

区 分		添 付 図 書
5	手直工事（指示事項）完了報告書 （様式第16号）	ア 手直工事箇所的位置図（造成計画平面図を利用すること。） イ 工事前及び工事完了後の写真
6	開発区域内における建築等制限解除申請書 （様式第20号）	ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） イ 協議成立（許可）に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺1/200以上） エ 建築物等の用途、構造、規模（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面 オ 防災施設の出来形図（協議成立に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。） カ 擁壁の出来形図（協議成立に係る擁壁の断面図に設計値と出来形を対照したもの。） キ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。） ク 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。） ケ 建築工事工程表 コ 品質管理表
7	安全上の措置に関する計画書（様式第23号）	ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面（工事に着手した場合に限る。） ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面（工事に着手した場合に限る。） エ 現況写真 オ その他（廃止に当たって市町が指導した事項がある場合はそれを記載したもの）
8	開発行為に関する工事の廃止の届出書 （様式第24号）	ア 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺1/1,000以上（開発区域が20ha以上のものにあつては、縮尺1/3,000以上）とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。） ウ 安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図（承認を受けた防災施設構造図等に計画値と出来形を対照したもの。）（工事に着手した場合に限る。） エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者又は管理者となるべき者の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨工事完了届出書の余白に記載すること。）（工事に着手した場合に限る。） オ 現況写真 カ 工事の施行状況が確認できる写真（第8により整備したもの。）（工事に着手した場合に限る。） キ 品質管理表（工事に着手した場合に限る。）
9	開発行為変更協議書 （様式第27号）	ア 変更しようとする理由を示す書面 イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの。） ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第3(1)に準ずる。）
10	開発行為変更届（細則様式第3号の3）	

区 分		添 付 図 書
11	制限区域内における建築の許可申請書 (細則様式第4号)	ア 開発区域位置図(縮尺1/50,000以上) イ 許可に係る土地利用計画図 ウ 建築物等の位置図及び配置図(縮尺1/500以上) エ 建築物等の平面図及び立面図(縮尺1/250以上) オ 建築物等の用途、規模、構造(建築面積、延べ面積及び階数)及び棟数を示す書面
12	予定建築物等以外の建築等の許可申請書 (細則様式第5号)	ア 本表第11項のアからオに掲げる図書 イ 法第34条各号を適用した場合に同号のいずれか等に該当する理由を示す書面(市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合に限る。)
13	予定建築物等以外の建築等の協議書 (様式第34号)	ア 本表第11項のアからオに掲げる図書 イ 法第34条各号を適用した場合に同号のいずれか等に該当する理由を示す書面(市街化調整区域内における建築等で許可に係る予定建築物等の用途を変更する場合に限る。)
14	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書(様式第35号)	ア 政令第36条第1項第3号を適用した場合に同号に規定された事項に該当する理由を示す書面(地区計画又は集落地区計画(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限る。)が定められている場合は、その計画図及び計画書の写しを添付すること。) イ 敷地概要書(様式第38号) ウ 位置図(縮尺1/2,500以上) エ 敷地現況図(縮尺1/250以上) オ 公図写し カ 配置図(横断面を含む。)(縮尺1/250以上) キ 敷地求積図(縮尺1/250以上) ク 建築物等の平面図(縮尺1/250以上) ケ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。) コ 土地の使用承諾書の写し サ 現況写真(手札判程度)
15	地位の承継届 (細則様式第6号)	ア 承継を証する書面(各法人の設置法において、法第34条の2又は法第43条第3項が準用され、国又は都道府県等とみなされるものにあつては、法人の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)も合わせて添付すること。)
16	地位の承継の承認申請書 (細則様式第7号)	ア 開発区域内権利者一覧表 イ 資金計画書(様式第6号)(自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。なお、国、県等にあつては、予算書の写しを添付すること。) ウ 工事の施行状況を示す書面 エ 地位の承継に関する承諾書(様式41号)

様式第 1 号（要領第 3 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）  
**開発行為協議書**

都市計画法第 34 の 2 の規定により、開発行為について協議します。

年 月 日

静岡県知事様

（協議者）主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地 域 の 名 称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第 34 条を適用した場合に該 当 と な る 号 及 び そ の 理 由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号		
※ 同 意 に 附 し た 条 件		
※ 協 議 成 立 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること（備考 1～3 のみなし許可対象となる場合はその旨も記載すること）。



- 7 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。
- 8 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。
- 9 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

## 設 計 説 明 書

### 1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 市街化調整区域内における開発行為にあつては、法第 34 条を適用した場合に各号のいずれかに該当する理由を記載すること。

### 2 計画地の現況

- (1) 土地の地目別内訳等

区 分	公簿面積				実測面積	
	既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面 積	割 合
宅 地						
農 地	田					
	畑					
	その他					
	小 計					
山 林						
原 野						
公共公益用地						
そ の 他 ( )						
計						

(注) 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。

(2) 計画地の現状

標 高	最高地均			m ~ 最低値	m
	平 均			m 標 高 差	m
傾 斜 状 況	勾 配	面 積	割 合	土地利用方針	
	0 度～15 度	m <sup>2</sup>	%		
	15 度～30 度				
	30 度～45 度				
	45 度以上				
地 層 地 質 の概要					
河 川	○○○流域 面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路	<p>例 ○○調整池 (普) ○○川</p> <p>○○調整池 (普) ○○川</p> <p>↓ ↓</p> <p>(二) ○ ○ 川</p> <p>↓</p> <p>(二) ○ ○ 川</p> <p>↓</p> <p>海</p>	
			河川法上の 河川又は海		
計画地 への交 通 路	取付ける 認定道路	道	線 (W=	m)	
		道	線 (W=	m)	
	進入路区間	W=	m	L=	m 現況地目

- (注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。また河川の級種別も記入すること。
- 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。
- 3 「進入路区間」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路の区間について記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地域)		( )	宅地造成及び 特定盛土等規制法		
森林法					

- (注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。  
 2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと。

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積	割 合	数量・規模等についての概要説明
営業用施設 (自己用を含む)		m <sup>2</sup>	%	
	小 計			
公共施設				
	小 計			
公益施設				
	小 計			
その他				
	小 計			
合計			100	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区面積	m <sup>2</sup>	街区最長辺長	m
最大区画面積	m <sup>2</sup>	最小区画面積	m <sup>2</sup>	平均区画面積	m <sup>2</sup>
予定建築物	(例) 住宅	集会所	.....	その他	合計
区画数	(例) 120	2	.....	1	130

- (注) 1 営業用施設  
分譲用宅地等計画の主たる目的とした施設。
- 2 公共施設  
計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。
- 3 公益的施設  
計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。
- 4 その他  
上記1～3に区分されない施設、未利用地。
- 5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 =$	%
--	---

#### 4 個別計画の明細

##### (1) 防災計画

区分	種別	施設概要（構造等）
河川改修	(河川・水路名)	(例) L=〇〇m、W=〇〇m
防災施設	(調整池)	必要調整容量 V=〇〇〇m <sup>3</sup>
	(砂防堰堤)	調整池容量 V=〇〇〇m <sup>3</sup>
その他		

- (注)
- 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
  - 2 施設には符号を付す等により図面と対照しやすいようにすること。
  - 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
  - 4 水理計算書を添付すること。
  - 5 流出土砂量計算書を添付すること。
  - 6 調整池容量計算書を添付すること（下流の流下能力の検討を含む。）。

##### (2) 生活用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

計画給水区分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計画年次	年	(例) 分譲宅地 〇区画(戸)×〇人=〇人	1人 × m <sup>3</sup> /日 =
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大 1/日 平均 1/日		
1日当たり給水量	最大 m <sup>3</sup> /日 平均 m <sup>3</sup> /日		
時間最大給水量	m <sup>3</sup> /時		

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

区 分 用 途	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水	m <sup>3</sup> /日	
原料用水		
製品処理及び洗浄用水		
冷却用水		
温調用水		
その他		
計		

(4) その他の用水計画

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備 考
水 道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		m <sup>2</sup> /日	
地 下 水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m <sup>2</sup> /日	
表 流 水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m <sup>3</sup> /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯水槽 給水管	

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

- (注) 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記入すること。
- 2 4(1) 防災計画に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	〇〇道 〇〇～〇〇線
進入路								市(町)移管道 L=〇m
幹線道路								
支線道路								

- (注) 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L=200mの範囲で記載すること。
- 2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- (注) 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
- 2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること。



(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説 明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

- (注) 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。  
2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符 号	施工区域	切 土 m <sup>3</sup>	盛 土 m <sup>3</sup>	残 土 不足土 m <sup>3</sup>	残土・不足土の処理方法
計					

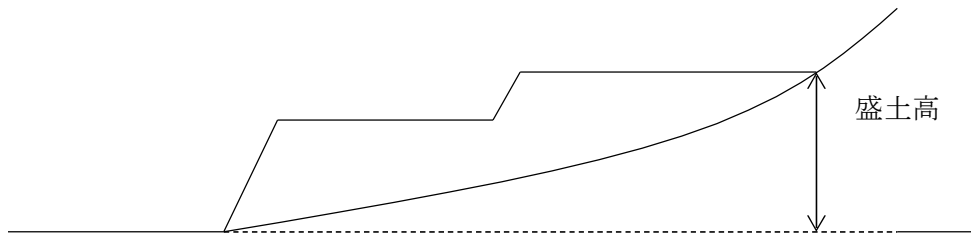
- (注) 1 土量計算書を添付すること。  
2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施工区域は適宜区分すること。  
3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地捨土場所、運搬経路、採取方法、捨土方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

## 7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

### (1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法勾配	備 考
切 土			
盛 土			

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



### (2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規模及び構造

### (3) 地 盤

改良箇所	改良方法

## 8 公園計画

各公園の面積、出入り口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。

なお、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為であって、政令第25条第6号ただし書の規定する開発区域の周辺の状況等が存する場合は、その理由を記載すること。

9 環境保全対策（開発区域の面積が1 ha 未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (m <sup>2</sup> )	本 (m <sup>2</sup> )
樹木の集団	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- (注) 1 樹木とは、高さが10m以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、m<sup>2</sup>とする。
- 2 樹木の集団とは、高さが5 m以上で、かつ、面積が300m<sup>2</sup>以上の健全な樹木の集団をいう。
- 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定するやむを得ない状況が存する場合は、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1 mを超える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m <sup>2</sup>
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000m<sup>2</sup>未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m <sup>2</sup>
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定する開発区域外にある公園、緑地、河川等が存する場合で、緩衝帯の幅員の減少等をしようとする場合は、その理由を記載すること。

## 10 工事中の災害防止等の計画

### (1) 土砂流出防止計画等

区 分	具体的な対策等
土砂流出・崩壊 防 止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
その他	

### (2) 施工管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。工事施行者が未定で協議を受ける場合には、工事着手届において明らかにする旨記載し、工事着手届に添付してもよい。

11 施設完成後の管理計画等

	施設名	管理者	管理方法等
（自己用を含む） 営業用施設			
公共施設			
公益的施設			
その他			

（注） 1 3 土地利用計画(1) 施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。

2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。

第 号  
年 月 日

様

国土交通省所管国有財産部局長  
又は公共施設の管理者

都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

1 従前の公共施設一覧表（付替をしない場合）

別紙(1)のとおり。

2 付替えに係る公共施設一覧表（付替をした場合）

別紙(2)のとおり。

3 その他（条件等）

- (注)
- 1 別紙には、付替をした場合と、付替しない場合のいずれか一つを添付すること。
  - 2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。
  - 3 開発行為の協議申請のときに添付すること。

別 紙 (1)

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管理者 名称	所有者 の名称	摘 要
			延 長	幅 員 (管径)	面 積			
			m	m	m <sup>2</sup>			

(注) 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別 紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設			付替後にお ける従前の 公共施設用 地の帰属	摘 要
名 称	新旧対照図に 付した番号		土地所有者 の名称	名 称	新旧対照図に 付した番号		
	番号	地積			番号	地積	

(注) 都市計画法第 40 条第 1 項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1) に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の協議をしようとする者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設 の名称	新旧対照図に 付した番号	概 要			管理者となるべ き者の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積		
		m	m	m <sup>2</sup>		

上記のとおり都市計画法第32条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)

- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。  
 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。  
 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要の欄に記入すること。



開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m <sup>2</sup>				

- (注) 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。  
2 権利の種類欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。  
3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。  
4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

### 資金計画書

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収     入		
	計	
支             出	用地費	
	工事費	
	（内訳）	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	防災工事費	
	付帯工事費	
	事務費	
	計	

（注） 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に（ ）書すること。付帯工事にあつては、工事の種別（緑化費等）を区分して、それぞれについて記入すること。

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事					
	事務費					
		計				
出						
		計				
入						
		計				
備考						

(注) 収入について、予算の状況を示す書面を添付すること。

## 工事施行者決定届

年 月 日

静岡県知事 様

（届出者） 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり工事施行者を定めたので、届け出ます。

記

協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事施行者の氏名及び住所 （法人の場合は、名称及び 主たる事務所の所在地）	電話番号
法令による登録等	建設業の許可（ ）第 号

（注）法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。

### 開 発 行 為 審 査 表

申請日	年 月 日	土 木	受付 進達	年 月 日 年 月 日	土地対策課	受付 年 月 日 第 号	
協議者の名称		開発行為地					
開発行為の目的							
区域区分	市街化・調整・非線引・準都市計画都計，準都計以外用途 ( )	開発面積		㎡			
		法第 34 条を適用した場合に該当となる号					
予定建築物等		自己用・非自己用	自己業務用・非自己用				
設計者の氏名							
添 付 図 書	項 目	有無	項 目	有無	項 目	有無	
	1 開発行為協議書		11 開発区域区域図		21 防災施設構造図		
	2 設計説明書		12 土地利用計画平面図		22 構造計算書		
	3 法第 32 条同意・協議書		13 造成計画平面図		23 安定計算書		
	4 開発区域内権利者一覧表		14 造成計画断面図		24 水理計算書		
	5 資金計画書		15 排水施設計画平面図		25 土地調査書・地盤改良計画書		
	6 工事施行者決定届		16 給水施設計画平面図				
	7 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）		17 がけの断面図				
	8 開発区域位置図		18 擁壁の断面図				
	9 現況図		19 求積図				
10 公図写		20 防災工事計画平面図					
項目	審 査 経 過 、 指 示 事 項 、 意 見 等				指示月日	処理月日	補正日数
法第 41 条による指定	有・無	内容				補正日数計 日	
備考		受理月日	施行月日	受理～施行日数	補正日数計	実処理日数	(参考) 標準処理期間
				日	日	日間	30日間

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○○○ 印

都市計画法第34条の2の開発行為について（同意）

都市計画法第34条の2の規定に基づき、 年 月 日付けで協議のあった  
開発行為については、下記により同意します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称、地番		
	2 開発行為の目的及び 開発区域の面積		平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年	月 日
	6 工事完了予定年月日	年	月 日
	7 自己の業務の用に供するも の、その他のものの別		
	8 法第34条を適用した 場合に該当となる号 及びその理由		
	9 その他必要な事項		

同意に付した条件

# 工 事 着 手 届

年 月 日

静岡県知事 様

(開発者) 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、届け出ます。

協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日 完了予定年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了予定
工事 施 行 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号
現 場 管 理 者	氏 名
	住 所
	連 絡 場 所 電話番号





100cm 以上		80cm 以上
開発許可（都市計画法第 34 条の 2）標識		
協議成立年月日番号	年 月 日 第 号	
協議を受けた者	静岡県知事	
協議をした者の名称 及び代表者氏名		
工事施行者住所、氏名(法人にあつては、 名称及び代表者氏名)		
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積	平方メートル	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事現場管理者氏名	電話番号	
予定建築物の用途		
		80cm 以上

## 工事完了届出書

年 月 日

静岡県知事 様

（開発者） 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域又は

工区に含まれる地域の名称

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

## 公共施設工事完了届出書

年 月 日

静岡県知事 様

（開発者）主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した公共施設が存する開発

区域又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

### 開発行為に関する工事の完了検査結果書

協議成立番号	第 号	開発区域の 名 称	
協議成立年月日	年 月 日	着手 完了 年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
工事施行者		検 査 員	
		検査立会人	
検 査 結 果			
手直工事			
指示事項			
手直事項等の確認（再検査）			
手直工事（指示事項）完了 報告受付年月日	年 月 日		
確認方法及び確認年月日	確認方法 現場検査・写真・その他（ ） 確認年月日 年 月 日		
備 考			

## 手直工事（指示事項）完了報告書

年 月 日

静岡県知事 様

（報告者） 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

手直工事  
開発行為に関する（協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号）  
指示事項  
が下記のとおり完了しましたので、開発行為協議等事務処理要領第 9 (3) の規定に基づき報告します。

### 記

1 開発行為の場所

2 完了検査年月日 年 月 日

3 手直工事

4 指示事項

5 手直工事（指示事項）完了年月日 年 月 日

第 号  
年 月 日

交通基盤部土地対策課長 様

〇〇土木事務所長

手直工事（指示事項）完了検査の報告について

このことについて、下記事業に係る手直工事（指示事項）の完了を確認したので、開発行為協議等事務処理要領第 9 (4) の規定に基づき報告します。

記

- 1 協議成立年月日及び番号                      年              月              日              第              号
- 2 開発者の住所及び名称
- 3 開発行為の場所
- 4 工事施行者
- 5 手直工事
- 6 指示事項
- 7 手直工事（指示事項）完了年月日                      年              月              日
- 8 検査年月日    年              月              日

## 開発行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 34 条の 2 の規定により成立した協議の内容に適合していることを証明します。

### 記

- 1 協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称
- 3 協議をした者の住所及び名称

## 公共施設に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 印

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 34 条の 2 の規定により成立した協議の内容に適合していることを証明します。

### 記

- 1 協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が  
存する開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 協議をした者の住所及び名称



### 開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日	市町	受付 進達	年 月 日 年 月 日	土木	受付 進達	年 月 日 年 月 日	土 地 対策課	受付 年 月 日 都 土 第 号
申請者の住所									
申請者の氏名									
開発行為の協議成立年月日及び番号 （開発行為の許可年月日及び番号）			年 月 日 第 号						
開発行為の目的									
開発区域に含まれる地域の名称									
建築制限の解除を 申請する土地の区域									
図 書	1 土地利用計画図				2 建築物等の位置図、配置図				
	3 棟別一覧表				4 建築物等の図面（平面、立面等）				
棟 別 概 要									
棟	用 途	構 造	規 模			備 考			
			階 数	建築面積	延面積				
建築等の予定工期		着手 年 月 日 完了 年 月 日							
申請の理由									
建築等制限解除の適否の理由									

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

### 開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

#### 記

- 1 開発行為の協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号  
(開発行為の許可年月日及び番号)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

安全上の措置に関する計画書

年 月 日

静岡県知事 様

（開発者） 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり安全上の措置に関する計画書を作成したので提出します。

開発行為の協議成立年月日及び番号	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為に関する工事の施行状況	
安全上の措置に関する計画の内容	

添付書類

- 1 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面
- 2 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

静岡県知事 様

（届出者） 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事（協議成立年月日及び番号  
年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を  
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の  
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の  
廃止に係る地域の面積
- 4 工事の廃止の理由

## 開発行為工事廃止届受理審査表

申請日	年 月 日	市町	受付 進達	年 月 日 年 月 日	土木	受付 進達	年 月 日 年 月 日	土 地 対策課	受付 第	年 月 日 号
届出者の住所										
届出者の名称										
開発行為の協議成立年月日及び番号					年 月 日 第 号					
開発区域に含まれる地域の名称										
添 付 図 書	項 目				有無	項 目				有無
	1 開発区域位置図					4 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面等				
	2 現況図					5 現況写真				
	3 安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図					6 工事施行写真				
棟 別 概 要										
工事着手年月日		年 月 日 ・ 未着手								
工事廃止年月日		年 月 日								
現地確認年月日		年 月 日 ・ 現地確認不要								
工事廃止の理由										
安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の内容及びその適否										
公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査等の状況										

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○

印

開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった都市計画法第 38 条の規定に基づく開発行為に関する工事（協議成立年月日及び番号 年 月 日 第 号）の廃止の届出書を受理したので通知します。

## 開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日

(開発者) 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第35条の2第4項の規定により、開発行為の変更について協議します。

	区 分	変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第34条を適用した場合に該当となる号及びその理由		
	その他必要な事項		
変 更 の 理 由			
開発行為の協議成立年月日及び番号		年 月 日	第 号
* 受 付 番 号		年 月 日	第 号
* 変更の同意に付した条件			
* 変更の協議成立年月日及び番号		年 月 日	第 号

(注) 1 \*印のある欄は、記載しないこと。

2 「法第34条を適用した場合に該当となる号及びその理由」の欄は、協議に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付すること。

### 開発行為変更協議審査表

申請日	年 月 日	土 木	受付 進達	年 月 日 年 月 日	土地対策課	受付	年 月 日 第 号
開発者の名称					開発行為地		
開発行為の目的							
区域区分	市街化・調整・非線引・準都市計画 都計, 準都計以外 用途( )			開発面積			
				法第 34 条を適用 した場合に該当 となる号			
予定建築物等					自己用・非自己用		自己業務用・非自己用
設計者の氏名							
変更の概要							
添付 図書	項 目	有無	項 目	有無	項 目	有無	
	1 開発行為変更協議書		11 開発区域区域図		21 防災施設構造図		
	2 変更理由書及び新旧対照表		12 土地利用計画平面図		22 構造計算書		
	3 設計説明書		13 造成計画平面図		23 安定計算書		
	4 法第 32 条同意・協議書		14 造成計画断面図		24 水理計算書		
	5 開発区域内権利者一覧表		15 排水施設計画平面図		25 土地調査書・地盤改良計画書		
	6 資金計画書		16 給水施設計画平面図				
	7 土地の登記事項証明書 (全部事 項証明書に限る。)		17 がけの断面図				
	8 開発区域位置図		18 擁壁の断面図				
	9 現況図		19 求積図				
10 公図写		20 防災工事計画平面図					
項目	審査経過、指示事項、意見等				指示月日	処理月日	補正日数
法第 41 条による指定	有・無	内容				補正日数計 日	
備考		受理月日	施行月日	受理～施行日数	補正日数計	実処理日数	(参考) 標準処理期間
				日	日	日	30 日間



第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

開発行為の変更について（同意）

年 月 日付けで協議のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 4 項の規定に基づき、下記により同意します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第 3 4 条を適用した場合に該当となる号及び該当する事項		
	その他必要な事項		

同意に付した条件

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、都市計画法  
第 41 条第 2 項ただし書  
の規定により、下記のとおり許可します。  
第 42 条第 1 項ただし書

記

- 1 開発行為の許可（協議成立）年月日及び番号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可の条件

## 予定建築物等以外の建築等の協議書

年 月 日

静岡県知事 様

(協議者) 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物等以外の建築等について協議します。

開発行為許可（協議成立） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
開発行為許可を受けた者（協議をした者）の氏名又は名称	
予定建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築物等の用途又は用途変更しようとする建築物等の用途	
協議の理由	

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定  
 工作物の新設協議書

都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">建築物 第一種特 定工作物</div> <span>の</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <span>新</span> <span>改</span> <span>用途の変</span> <span>更</span> <span>新</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">築 築 設</div> </div> について協議します。	
年 月 日 静岡県知事 様	
（協議者） 主たる事務所の所在地  名称及び代表者の氏名  電話番号	
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途、規模、構造及び棟数
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでを適用した場合にそのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由
5	その他必要な事項
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件	
※ 協議成立年月日及び番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。



## 敷地概要書

申請者の氏名	
設計者 (作成者) の氏名	
設計者 (作成者) の住所	
設計者 (作成者) の TEL	- (      ) -

土地	土地の現況等	地 目			権利の内容	面 積				
		公 簿		現 況			公 簿	m <sup>2</sup>	実 測	m <sup>2</sup>
下水の排出等 令第三六条第一項	下水の処理方法	汚 水			雨 水					
	排水施設の規模・構造	名称及び規模			構 造					
	放流先の状況・名称・管理者	放流先の状況 (放流先までの距離)		(      m)	名 称			管理者		

地盤の改良等 令第三六条第一項関係	地盤の改良、擁壁の設置等	要	土地の状況	地盤の軟弱な土地	がけくずれ又は出水のおそれの多い土地	その他左に類する土地 (災害危険区域急傾斜地崩壊危険区域等)					
			上記土地に対する安全上必要な措置の方法								
	安全上必要な措置の要否	必要としない地盤の状況									
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯										
接続道路 建築基準法第四三条関係	建築基準法第 42 条該当号	第 1 項該当号及び名称	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	名称及び位置の指定年月日等			
		第 2 項該当		必要な道路の後退線の距離		(イ) 道路の中心線から      m      及び (ロ) 等境界線から      m					
	接続する位置・道路の幅員・管理者	敷地が接続する位置 (路地状敷地である場合はその距離)			敷地の側 (      m)	幅員 (路地状敷地である場合はその幅員)	(      m)	管理者			
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯										

その他	他の法令等による許認可の有無及び手続の概要・経緯 (河川・道路の関係を除く。)	
-----	--	--

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

開発区域内における建築等の同意について

年 月 日付けをもって協議のあったこのことについては、都市計画法  
第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり同意します。

記

- 1 開発行為の許可（協議成立）年月日及び番号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 同意の条件



第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

市街化調整区域内における建築等の同意について

このことについて、都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1 建築等の場所

2 敷地面積

3 建築物等の用途  
（規模、構造、棟数）

4 相当号 都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号

（イ（法第 34 条第 号）  
ロ、ハ、ニ、ホ）

5 条 件

## 地位の承継に関する承諾書

平成 年 月 日

被承継人 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

次のとおり、協議が成立している開発行為に係る地位の承継について承諾します。

- 1 開発行為の協議成立（許可）年月日及び番号

年 月 日  
第 号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称及び開発区域の面積

m<sup>2</sup>

- 3 承継人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

第 年 月 号  
年 月 日

様

静岡県知事 ○○ ○○ 印

### 地位の承継の承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 45 条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

#### 記

- 1 開発行為の協議成立（許可）年月日及び番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の業務の用に供するもの、  
その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承認に付した条件

開 発 登 録 簿

市町名		番号	
-----	--	----	--

当 初 協 議	協議成立番号	第 号	承継承認番号	第 号	
	協議成立年月日	年 月 日	承継承認年月日	年 月 日	
	協議をした者の 住所及び氏名		承継人の住所 及び氏名		
	工事施行者の 住所及び氏名		区 域 地 域	市街化区域・市街化調整区域・区 域区分が定められていない都市 計画区域・準都市計画区域・都市 計画区域及び準都市計画区域以 外の区域 用途地域（ ）	
	開発区域に含ま れる地域及び面 積	面積 m <sup>2</sup>			
	予定建築物等の 用途	工 区	位 置	工区面積m <sup>2</sup>	変更工区面積m <sup>2</sup>
	法第 41 条の規定 による制限の内 容				
	工事予定期間				
	変 更 協 議	協議成立番号	第 号	第 号	
		協議成立年月日	年 月 日	年 月 日	
変更の内容					
建 築 制 限 解 除	承認番号	第 号	第 号		
	承認年月日	年 月 日	年 月 日		
	建物概要				
工 事 完 了 検 査	検査済証番号	第 号	第 号	第 号	
	検査済証年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	完了公告年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	摘 要				
備 考					

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

〇〇土木事務所長

〇〇〇〇〇〇について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり〇〇があったので、下記のとおり意見を付して送付します。

記

（注） 土木事務所長が「開発行為協議書」、「開発区域内における建築等制限解除申請書」、「開発行為変更協議書」、「制限区域内における建築の許可申請書」、「予定建築物等以外の建築等の許可申請書」、「予定建築物等以外の建築等の協議書」、「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書」又は「地位の承継の承認申請書」を交通基盤部長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

〇〇土木事務所長

〇〇〇〇〇〇届（報告、届出）について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出（報告）があったので送付します。

記

（注） 土木事務所長が「工事着手届」、「工程報告書」、「工事完了届」、「開発行為に関する工事の廃止の届出書」、「開発行為変更届」又は「地位の承継届出書」を交通基盤部長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

〇〇土木事務所長

安全上の措置に関する計画書について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり計画書の提出があったので送付します。

記

（注） 土木事務所長が「安全上の措置に関する計画書」を交通基盤部長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

地位の承継届について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出があったので送付します。

（注） 市町長が「地位の承継届」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に  
使用すること。



第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

### 工事完了届について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出があったので送付します。

なお、本届出に関わる本市（町）管理に係る公共施設に関する工事の検査状況を、参考までに、付記します。

#### 記

- 1 市町の管理に係る公共施設に関する工事の検査状況
  
- 2 市町の管理に帰属することとなる公共施設に関する工事の検査状況

- （注）
- 1 検査を実施している場合には、その旨及び結果を記載すること。
  - 2 検査を実施していない場合には、その旨及び予定を記載すること。
  - 3 検査を実施しない場合には、その旨及び理由を記載すること。
  - 4 市町長が「工事完了届書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

### 建築等制限解除申請について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので、送付します。  
なお、本件申請に関わる本市（町）の管理に係る公共施設に関する工事の施行状況等を、参考までに、下記のとおり付記します。

#### 記

- 1 市町の管理に係る公共施設に関する工事の検査状況又は進捗状況
- 2 市町の管理に帰属することとなる公共施設に関する工事の検査状況又は進捗状況
- 3 その他

（注） 市町長が「建築等制限解除申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

### 開発行為に関する工事の廃止の届出について

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり届出があったので送付します。

なお、本件開発行為に関する工事において施行された本市（町）の管理に係る公共施設に関する工事の施行状況等を、参考までに、下記のとおり付記します。

#### 記

- 1 市町の管理に係る公共施設に関する工事の施行状況
- 2 工事の廃止に当たっての市町の指導事項
- 3 その他

（注） 市町長が「開発行為に関する工事の廃止の届出書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

制限区域内における許可申請  
について  
予定建築物等以外の建築等の許可申請

このことについて、〇〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので、送付します。

（注） 市町長が「制限区域内における建築の許可申請書」又は「予定建築物等以外の建築等の許可申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

静岡県交通基盤部長  
静岡県〇〇土木事務所長 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

地位の承継の承認申請について

このことについて、〇〇〇〇〇から別添のとおり申請があったので送付します。

(注) 市町長が「地位の承継の承認申請書」を交通基盤部長又は土木事務所長に送付する場合に使用すること。

## 第6節 開発行為等事務処理関係通知

この節においては、以下の通知を掲載している。

- 1 農地部局との調整..... 234
  - ・市街化調整区域の開発行為並びに開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限と農地転用について（S49. 05. 28 建築 188 市町村長あて土木部長）
  - ・都市計画区域内の開発行為に係る農地転用について（S50. 06. 03 土地 167 市町村長・土木所長あて都市住宅部長）
- 2 流末河川にかかる審査責任区分..... 234
  - ・「開発行為に関する流末河川の審査等の分担について」の了解事項（覚書）の送付について（S51. 07. 22 土地 178 土木所長あて土地対策課長）
- 3 開発許可後の進行管理及び許可の取消（撤回）..... 235
  - ・都市計画法による開発許可制度の運用の適正化について（S54. 10. 13 土地 265 土木所長・委任 4 市長あて土地対策課長）
- 4 市町の申請書受付に係る権限..... 237
  - ・市町村における開発許可申請の受付事務について（H13. 06. 18 事務連絡 土木事務所都市計画課あて土地対策室）
- 5 開発許可事務の迅速化..... 238
  - ・開発許可事務の迅速化について（H13. 10. 18 都土 97 土木所長（9市：参考送付）あて土地対策室長）
- 6 添付図書の簡素化..... 238
  - ・開発許可申請及び土地利用事業承認申請の添付書類及び図面等の統一化・共同利用等について（H13. 10. 18 都土 98 市町村土地利用事業担当課長（中核市等 9 市・土木事務所に参考送付）あて土地対策室長）
- 7 区画の変更の運用基準..... 239
  - ・区画の変更の運用基準の明確化について（H17. 03. 31 都土 163 土木所長（中核市・特例市・事務処理市に参考送付）あて土地対策室長）  
所長あて都市住宅部長）
- 8 行政書士による代理申請について..... 241
  - ・開発許可申請等を行政書士が代理申請する場合の記載事例について（H23. 12. 01 都土 180 土木所長（政令市・特例市を除く市町に参考送付）あて土地対策課長）

## 1 農地部局との調整

- ・市街化調整区域の開発行為並びに開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限と農地転用について（S49.05.28 建築188 市町村長あて土木部長）

上記の件については、以前より農地転用許可権者と協議して行っているが、農業振興地域、特に農用地の指定区域については、農地転用が不可能な場合があるので、貴職におかれては、農業委員会並びに農地担当課と充分調整の上、申請されるようされたい。

- ・都市計画区域内の開発行為に係る農地転用について（S50.06.03 土地167 市町村長・土木所長あて都市住宅部長）

このことについては、以前より農地転用許可権者と協議を行っているが、農業振興地域（特に農用地の指定区域）においては、農地転用が不可能な場合があり又事務専決範囲が開発行為許可と相違するので下記の点に留意し指導、監督をお願いします。

### 記

- 1 申請地が農地の場合又は農地が含まれる場合は、地元農業委員会、土地改良事務所、農地担当課等関係機関と十分調整を図ること。
- 2 農地転用許可の土地改良事務所長専決の範囲は、1,000 m<sup>2</sup>以下であるので、現地調査依頼書の送付等関連協議の方法等について当該面積に応じ十分留意し行うこと。

## 2 流末河川に係る審査責任区分

- ・「開発行為に関する流末河川の審査等の分担について」の了解事項（覚書）の送付について（S51.07.22 土地178 土木所長あて土地対策課長）

別添写しの通り河川課と標記について覚書を結んだので送付します。

開発行為に関する流末河川の審査等の分担についての了解事項（覚書）

昭和51年7月22日

河 第296号

土地第178号

土木部河川課長

都市住宅部土地対策課長

河川課長及び土地対策課長は、都市計画法にもとづく開発行為の許可に関する流末河川（普通河川を含む。以下同じ。）の審査の責任の分担について下記のとおり了解するとともに、関係機関を指導するものとする。

### 記

#### 1 取決めをする理由

昭和50年4月1日施行の改正都市計画法により、開発行為の許可制度が都市計画区域全域に適用され、県土地利用対策委員会の審査と開発行為の審査が重複することとなったため、審査の一元化を図る必要性が生じてきた。又従来、重複審査の課程において、開発行為における流末河川の審査等についても、県土地利用対策委員会が責を負うのか、法律行為である開発行為で責を負うのか、県内部において明確な取決めがなされていなかった。そのため今後、流末河川の審査の責任については次の区分により行うものとする。

#### 2 審査区分

- (1) 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「要綱」と言う。）第3条に規定

する土地利用事業で、都市計画法にもとづく開発行為の審査についての指導監督及び許可の責任は開発行為の許可担当課である土地対策課とする。

なお、必要と認められるものについては河川課に合議を行い、河川行政との調和を図るものとする。

(2) 要綱第6条に規定する土地利用事業で、都市計画法にもとづく開発行為の審査についての指導監督及び許可の責任は河川課とする。

なお、必要と認められるものについては土地対策課に合議を行い、都市行政との調和を図るものとする。

### 3 適用の時期

この了解事項は昭和51年8月1日から適用する。

## 3 開発許可後の進行管理及び許可の取消（撤回）

### ・都市計画法による開発許可制度の運用の適正化について（S54.10.13 土地265 土木所長・委任4 市長あて土地対策課長）

このことについて、別添のとおり通達（S54.07.25 建設省計民発17）があったので、本通達の趣旨を十分体して法の運用の適正化を図られたい。

なお、別添通達における本県の運用及び通達の内容の留意点を付記したので、（土木あて）上記通達の趣旨とともに運用の適正化を図られたい。（委任市あて）参考までに送付する。

### 3 開発許可後の進行管理等について

通達の①から⑦の方針により進行管理の強化に努められたい、とのことであるが、この運用にあたっての留意点等を念のため申し添える。

#### ① 開発許可後の工事の施行状況の把握について

法施行細則（S45.07 県規則48）第4条（工程報告）及び開発行為等事務処理要領第7（同）において、許可を受けた者に報告義務を課し、その手続を定めているが、現状ではこの規定等が生かされていないので、工程報告について「知事の指定する工程」を別途定めて通知する予定である。

#### ② 工事完了公告前の建築防止について

#### ③ 市街化調整区域における開発許可、建築許可後の用途の変更について

②及び③については、通達の指針により進行管理に努められたい。

なお、法第81条の規定による監督処分では、

ア この法律の規定によってした許可、認可、承認、確認に対するの取り消し、変更、効力の停止、条件の変更、新条件の付与

イ 建築物その他の工作物物件に対するの改築、移転、除却

ウ 違反を是正するための必要な措置

を行うことができること（第1項）。また、これらの処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ処分又は措置を命ずべき者について、聴聞を行わなければならない、この手続を欠いた命令は無効であるので注意すること（第2項）。

「告発」とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その捜査及び訴追を求めることであり、検察官又は司法警察員に対してすることを要する。その方法は、必ずしも書面である必要はなく、口頭でもよいが、書面が望ましい。



本条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる(法第91条)。

- ④ 工事完了予定年月日を過ぎてなお工事完了の届出がないものについて
- ⑤ 上記指導に従わない場合について

まず、「工事完了予定年月日を過ぎてなお工事完了の届出がない」場合の期間は、開発許可した案件に応じて適宜判断されたい。また、報告を求める場合の「相当の期間」は、開発許可した案件により異なるが最低1週間以上は必要である。

また、上記指導にかかわらず工事完了又は廃止の手続について、時期を明らかにしない開発者については、通達の方針により勧告を行うこと。

法第80条の規定に基づき報告を求め又は勧告する場合、その相手方は本法による許可又は承認を受けた者であり、それ以外の者は対象にならないこと。また、報告を求め、又は勧告する内容は本法の施行のため必要な限度に限られる。さらに、相手方が報告の求めに応ぜず虚偽の報告をした場合は、法第93条第1号の規定により処罰される(勧告を除く。)こととなるので、本法の規定を根拠とする旨を明示して行うこと。

- ⑥ 廃止の意志がありながら廃止の手続をしない者等についての許可を取り消すことについて

本法の規定により開発許可を取り消す場合その要件は、法第81条第1項各号に規定されており本法における唯一の根拠規定であり、その内容は、いずれも義務違反(権利・利益を与えられた者がその権利・義務に伴って守らなければならない義務に違反する)を取消し等の原因としている。

上記のように本条が許可を取り消す場合における唯一の根拠規定であるとする、本項の事情によって許可を取り消す場合、当然、本項の事情が同条第1項各号の一に該当しなければならないと思われ、かつ、具体的に何号に該当しているかを確認しなければならない。しかし、非常に難しい問題である。例えば上記④及び⑤における法第80条の規定による「報告を求めること」又は「勧告を行うこと」が同条第1項第1号後段の「処分」に該当し、「報告の求めに応じない」等が「処分に違反した」といえるか疑問である。とすると、通達でいう「許可を取り消すこと。」は何を根拠に述べているのであろうか。

一般的に法令上取消しといわれている中には、学問上では「取消し」と「撤回」とに区分している。前者は、一応有効に成立している行政行為(処分)について、その成立に瑕疵があることを理由としてその効力を失わしめることをいい、既往に溯って行為がなされなかったと同様の状態に復せしめる行為である。後者は、有効かつ瑕疵なく成立した行政行為(処分)を事後に生じた事由にもとづき、将来にわたり、その効力を失わせる行為である。

行政行為(処分)の取消しには相手方の要請に基づいて行われるもの(不服申立て、審査請求、異議申立て等)と行政庁の職権によって行うものがあり、取消権者は、不服申立ての場合にあつてはそれぞれ法律の定める行政庁(審査庁等)、取消訴訟の場合にあつては裁判所であり、職権による取消の場合にあつては処分庁(当該行政行為(処分)をした行政庁)である。これに対し撤回は職権によってのみ処分庁のみがこれをなし得る。

「撤回」権には一定の制限があるが、行政行為(処分)が一旦適法有効になされた後においても、事情が変遷し、それを存続せしめることが公益に適合しないことになった場合においては、これを公益に適合せしめるために、原則として、これを撤回することができる。すなわち、撤回原因は、公益目的と撤回を必要とする事情の変遷にあり、撤回権者は上

述のとおりである。

「撤回」権の制限あるいは「撤回権」そのものの一つひとつ挙げることは差しひかえるが、すでに述べたように、本項の事情が、法第81条第1項各号の一に該当しないとみられるにもかかわらず、「許可を取り消すこと。」とした通達の根拠は、廃止の意志があり、法第80条の規定に基づく指導・勧告にもかかわらず、現状（許可の状態）のまま放置しておくことが（災害の危険等）許可をした目的に合致しているかどうかを比較したうえで許可を取り消す（撤回）ことができるとした、いわゆる上記学問上の「撤回権」を根拠としたと思われる。

しかし、実際の取消し（撤回）処分にあたっては、許可の取消し（撤回）という新たな行政処分を行なうことになり、かつ、法第81条の規定に基づかないものであるとすると、同条第2項の聴聞も行われなことになるので、これにかわるものとして法第80条の規定に基づく報告、資料の提出を求め、又必要な勧告をする等、行政手続き上慎重に対処されたい。また、当該処分については、当然行政不服審査法（この場合、開発審査会に対する審査請求ではなく、行政不服審査法に基づく建設大臣に対し、又は行政事件訴訟法に基づく公告訴訟）の対象になることはいうまでもない。

- ⑦ 工事完了期間を徒過してなお未着手のものであって、開発区域内の地権者との権利保護の比較考量において取り消す場合について

上記⑥で述べた理由と同様である。

なお、「開発区域内の地権者が、法第37条の規定により権利の行使の制限を受けているもの」とは、法第33条第1項第13号に規定する同意を与えた者が、法第37条の規定による完了公告がある間まで建築を制限されている等、地権者の地位が不確定な存在に置かれている場合の当該地権者の権利を確定すべきか、開発者の利益を保護すべきかの比較考量の問題である。

#### 4 市町の申請書受付に係る権限

- ・市町村における開発許可申請の受付事務について（H13.06.18 事務連絡 土木事務所都市計画課あて土地対策室）

開発行為等の許可申請の受付事務については、静岡県事務の特例に関する条例によって、市町村に権限移譲されているところであるが、地方分権改革に伴う地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、下記の点に御留意されるようお願いします。

##### 記

##### 1 条例による権限移譲

従来は、規則で知事の権限が市町村に機関委任されていたが、平成12年度からは条例で県の権限が市町村に移譲されていること。

##### 2 自治事務化

従来は、市町村は県の事務の一部を受忍して受付事務を処理していたが、平成12年度からは市町村の自治事務として処理するものである。

##### 3 受付事務の代執行

受付事務の権限は市町村に移譲されていることから、県には受付権限がなく、県が受付事務を代執行することは地方自治法上想定されていないこと。

##### 4 市町村が受付をしない場合

市町村が何らかの事情で受付をしない場合には、直ちに受付するよう要請し、それでも受付をしない場合には、土地対策室と協議の上、地方自治法に基づく是正の勧告を行うこと。この場合、市町村は、勧告を尊重すべき義務を負うことになること。

#### 5 受け付けた書類の不備を市町村が見つけた場合

市町村には、受付事務に伴う書類の形式的審査権があることから、添付すべき書類の不存在、記載すべき事項の記載漏れがある場合には、市町村が受付後補正の指示をすべきものであること。

### 5 開発許可事務の迅速化

#### ・開発許可事務の迅速化について(H13. 10. 18 都土 97 土木所長（9市：参考送付）あて土地対策室長）

日ごろから、開発許可事務の適切な運用と迅速な処理につきましては、御配慮いただいているところであります。

さて、開発行為予備審査依頼書の提出・受付時期を、市町村土地利用事業の承認後としている例が見受けられますが、開発許可事務のより一層の迅速化を図るため、当該審査依頼書の提出・受付時期を、市町村土地利用事業の事前承認時や本申請時とする等、地域の実情に応じ配慮されるようお願いいたします。

なお、この旨管内市町村（中核市、特例市、事務処理市を除く。）に御連絡願います。

### 6 添付図書の簡素化

#### ・開発許可申請及び土地利用事業承認申請の添付書類及び図面等の統一化・共同利用等について(H13. 10. 18 都土 98 市町村土地利用事業担当課長（中核市等9市・土木事務所に参考送付）あて土地対策室長）

申請書の受付・申請者の指導等、開発許可事務の運用につきましては、日ごろから多大の御尽力と御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、開発許可事務の迅速化・簡素化については多方面から強く要請されているところであります。

このため、県におきましては、開発事業者の負担を軽減し、迅速に事務処理するため、県土地利用事業の承認に係る事業着手届の添付書類等を開発許可に係る事業着手届の添付書類等と共用する等、可能な限り、土地利用事業承認申請の添付書類及び図面等と開発許可申請に要する添付書類及び図面等との統一化や共同利用に努めているところであります。

このようなことから、貴市町村が独自の権限により行われている土地利用事業に係る審査・指導に際しても、書類や図面等の統一化、共同利用等について、御配慮くださるようお願い申し上げます。

## 7 区画の変更の運用基準

- ・区画の変更の運用基準の明確化について（H17.03.31 都土163 土木所長（中核市・特例市・事務処理市に参考送付）あて土地対策室長）

### (1) 区画の変更の定義

都市計画法上の区画とは、土地の利用形態としての区画、すなわち、道路（複数の敷地の共通の通路を含む。）、擁壁、フェンス、生垣、見切り等の物理的な境界物による「境界」をいう。

都市計画法上の区画の変更（以下単に「区画の変更」という。）とは、道路の築造若しくは廃止、見切り等の設置、除却、移転により、境界を変更することをいう。単なる分合筆を目的としたいわゆる権利区画の変更は、区画の変更に該当しない。

### (2) 区画の変更に該当するもので、特に留意すべき場合

次のように土地の権利区画と物理的な境界が異なる場合には、物理的な境界によって判断することになるので留意すること。

- ①土地の権利者の状況にかかわらず、宅地分譲（これに類する場合を含む。）を目的として見切り等で販売区画の境界物を設置する行為は、区画の変更に該当する。

＊境界杭の設置は区画の変更に該当しない。

- ②いわゆる路地状敷地のように、土地の権利上（公図上）は建築物の敷地が旗竿状に延長されたものとなっていたとしても、宅地分譲（これに類する場合を含む。）にあたって（分譲中よりもより分譲の前後を問わない。）、道路（複数の敷地の共通の通路を含む。以下同じ。）を構築する行為（既存の道路を拡幅する場合等を含む。）は区画の変更に該当する。

- ③位置指定道路を指定又は廃止する行為は、区画の変更に該当する。

### (3) 許可を要する開発行為には該当しないものとして取扱うことができる場合

次のいずれかに該当する行為は、形式上は区画の変更に該当し開発許可を要することになるが、実質的には開発許可を要するまでの行為ではないと考えられる場合があるので、当該土地の土地利用の状況及び区画の変更に至った事情を総合的に勘案し、許可を要する開発行為には当たらないものとして取り扱うことができるものとする。

- ①土地又は建築物の所有者が、土地の管理上のやむを得ない理由で、土地の周囲に境界物を設置する行為で、土地の分割を目的としていないもの。
- ②収用対象事業の施行に先だって行われる敷地の減少
- ③建築基準法第42条第2項の規定に基づき道路とみなされる場合の敷地の減少
- ④既存の宅地の中に介在している官地・位置指定道路で、その本来の機能を失って久しいものの用途を廃止し、一体的に利用する行為
- ⑤適法な建築物が現存している（建築中を含む。）敷地の境界に、へい、かき、さく等を設置する行為
- ⑥旧住宅地造成事業に関する法律に基づき完了した住宅団地内の宅地において、隣接する宅地の区画と一体的に利用して戸建て専用住宅を建築する行為（形質の変更が伴わないものに限る。）で、原則として関係する全ての区画の面積が縮小しないもの。
- ⑦都市計画法に基づき開発許可を受けた住宅団地内の宅地において、隣接する宅地の区画と一体的に利用して戸建て専用住宅を建築する行為（形質の変更が伴わないものに限る。）で、原

則として関係する全ての区画の面積が縮小しないもの。

⑧市街化調整区域以外の土地であって原則 20 年以上建築物の敷地として利用されてきた土地、又は、市街化調整区域の土地であって既存宅地の確認を受けた土地若しくは既存集落内の宅地の利用制度の対象となる土地を、見切り等で物理的に分割して 1 区画を 200 ㎡以上とする場合であって、次の全ての要件を満たすもの。

ア. 概ね平坦な土地の分割であって、かつ、開発許可を要する形質の変更を伴わないものであること。

イ. 原則として 2 つに分割するものであること。ただし、周辺の土地利用の状況が、建築物が建ち並んでいる市街地又は集落地であって、かつ、宅地としての土地利用を前提とした道路・排水路が整備済みの場合には、この限りではない。

ウ. 新たな道路（共通の通路を含む。）の築造や公共施設の移設等を伴わないものであること。

エ. 地盤の軟弱な土地、がけ崩れ若しくは出水のおそれが多い土地、又は、周辺で溢水等の被害が生じている土地ではないこと。

オ. 分割後の全ての区画が、いずれも開発許可の技術基準を満たす道路（道路法の規定による道路に限る。）に 10m 以上接し、かつ、当該道路の管理者の異論がないこと。

カ. 分割後の全ての区画が、いずれも水道その他の給水施設と接続可能なこと。

キ. 原則として 1,000 ㎡未満の土地を分割する場合であること。ただし、1,000 ㎡以上の土地を分割する場合であって、次の全ての要件を満たす場合は、対象にできるものとする。

・海等に直接放流する場合や既存の調整池等が利用できる場合など、放流先の河川の流下能力上支障がないと認められ、かつ、放流先の河川の管理者の異論がないこと。

・3,000 ㎡以上の土地を分割する場合は、近隣に開発許可の基準を満たす公園等が存し（分割する予定の土地に公園等を整備する場合を含む）、かつ、市町村の公園の管理者の異論がないこと。

ク. 市町村の土地利用上支障がないこと。

ケ. 開発許可権者との事前協議が調っていること。この場合は、原則として、開発行為予備審査の手続によるものとする。

#### (4) 施行日・経過措置

この運用基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、この運用基準の適用により従来の運用が変更される地域については、平成 17 年度中に限り、県土木事務所と協議の上、従前の運用によることができるものとする。

## 8 行政書士による代理申請について

- ・開発許可申請等を行政書士が代理申請する場合の記載事例について（H23. 12. 01 都土 180 土木所長（政令市・特例市を除く市町に参考送付）あて土地対策課長）

このことについて、行政書士法第1条の3の規定による行政書士の代理申請にかかる委任状及び申請書の記載例を作成したので、窓口における申請指導に活用して下さるようお願いいたします。

### 記

#### 1 作成の目的

平成13年の行政書士法の改正により、行政書士は各種の許認可等の代理申請を行うことが可能となっているが、代理申請が一般的となっている農地転用許可申請と比べると開発許可等の申請についてはまだ事例が少なく受付窓口も対応に不慣れであるため、参考事例を示すものである。

なお、書類作成や提出だけでなく申請自体を代理するものであるため、申請者は委任状に押印するのみで、申請書表紙への押印は不要となり、建築面積や延床面積など委任状に記載していない事項は代理人の訂正印のみで訂正が可能となる。

（記載例 略）